

**【表紙】**

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                           |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                           |
| 【提出日】      | 2020年6月5日提出                       |
| 【計算期間】     | 第36特定期間(自 2019年9月18日至 2020年3月16日) |
| 【ファンド名】    | フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド          |
| 【発行者名】     | フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社        |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小口 龍也                     |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目 9 番 1 0 号             |
| 【事務連絡者氏名】  | 長瀬 博子                             |
| 【連絡場所】     | 東京都港区六本木一丁目 9 番 1 0 号             |
| 【電話番号】     | 03-6230-5600                      |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                       |

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)    |
|-------------|--------|----------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                   |
|             |        | 債券                   |
| 追加型投信       | 海外     | 不動産投信                |
|             | 内外     | その他資産<br>( )<br>資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域      | 投資形態         | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|--------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル       |              |           |
|                                                 | 年2回          | 日本          |              |           |
|                                                 | 年4回          | 北米          |              |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)  | 欧州          | ファミリーファンド    | あり<br>( ) |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア         |              |           |
|                                                 |              | オセアニア       |              |           |
| 不動産投信                                           | 日々           | 中南米         |              |           |
|                                                 | その他<br>( )   | アフリカ        | ファンド・オブ・ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 高格付債))                  |              | 中近東<br>(中東) |              |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |              | エマージング      |              |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用され、マザーファンドへの投資を通じて、投資収益の源泉となる資産に投資を行う投資信託証券に投資を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 高格付債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

## (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

## (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

## (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地

域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

1

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・テンプルトン・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券<sup>※1</sup><sup>※2</sup>等の米国高格付け証券に投資を行います。



※投資対象ファンドの組入れは、高位を維持することを基本とします。

※1 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ（米国政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

※2 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

2

インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3

収益の分配は、原則として、毎月行います。

4

為替ヘッジは、行わないことを原則とします。

実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

## ■ファンドの分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ②分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
  - ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

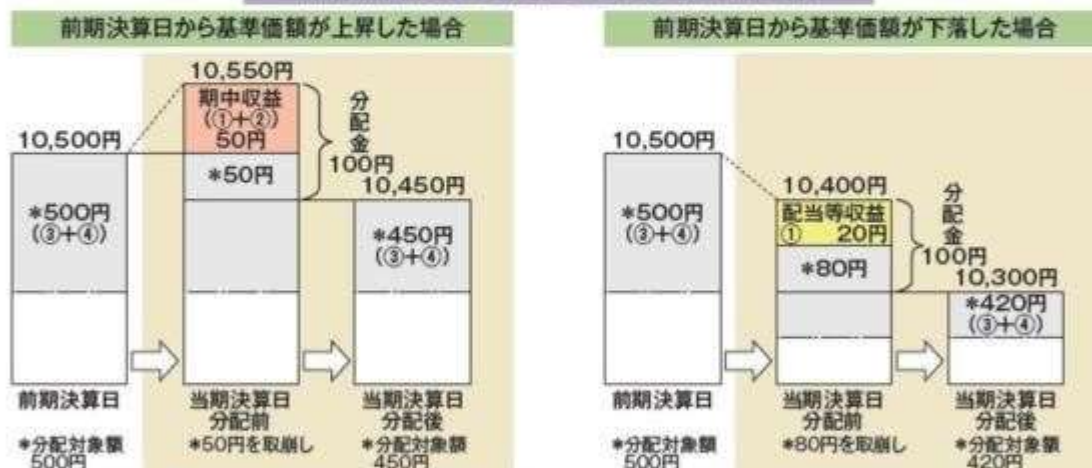
- 収益分配金(以下「分配金」)は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



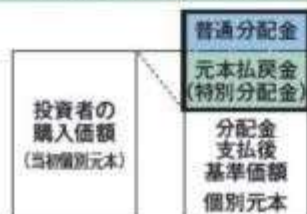
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

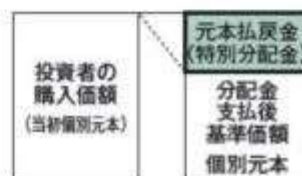
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 主な投資制限

### 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ジニーメイ・パス・スルー証券は住宅ローン債権のプールに対する持分を表章する証券で、住宅ローンの借入者からの毎月の元利金の支払いを同証券の発行者たる金融機関が受けて、その元利金から手数料を控除した額が投資家に対して支払われ(パス・スルーされ)ます。発行者たる金融機関が、住宅ローンの借入者から繰上げ返済を受けた場合、発行者は再投資(貸付け)を行わず、それに相応する投資家のジニー

メイ・パス・スルー証券の持分が証券の償還期限前に償還されます。

プールされる住宅ローンには米国連邦住宅局（Federal Housing Administration）の保険あるいは米国退役軍人省（Department of Veterans Affairs）の保証などが付されています。また、このような住宅ローンには、固定あるいは変動金利のものがあります。

ジニーメイ・パス・スルー証券の元利金の期日通りの支払いにはジニーメイ（米国政府抵当金庫：Government National Mortgage Association）の保証が付与されています。そして、その保証は米国政府による十分な信頼性と信用（Full Faith and Credit）により支えられています。これらのことからジニーメイ・パス・スルー証券は米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

ただし、米国政府等がジニーメイ・パス・スルー証券の価格、投資対象ファンドの価額および当ファンドの元本などを保証するものではありません。ジニーメイ・パス・スルー証券のリスクについては、「3 投資リスク（ご参考）ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク」をご参照下さい。

#### 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

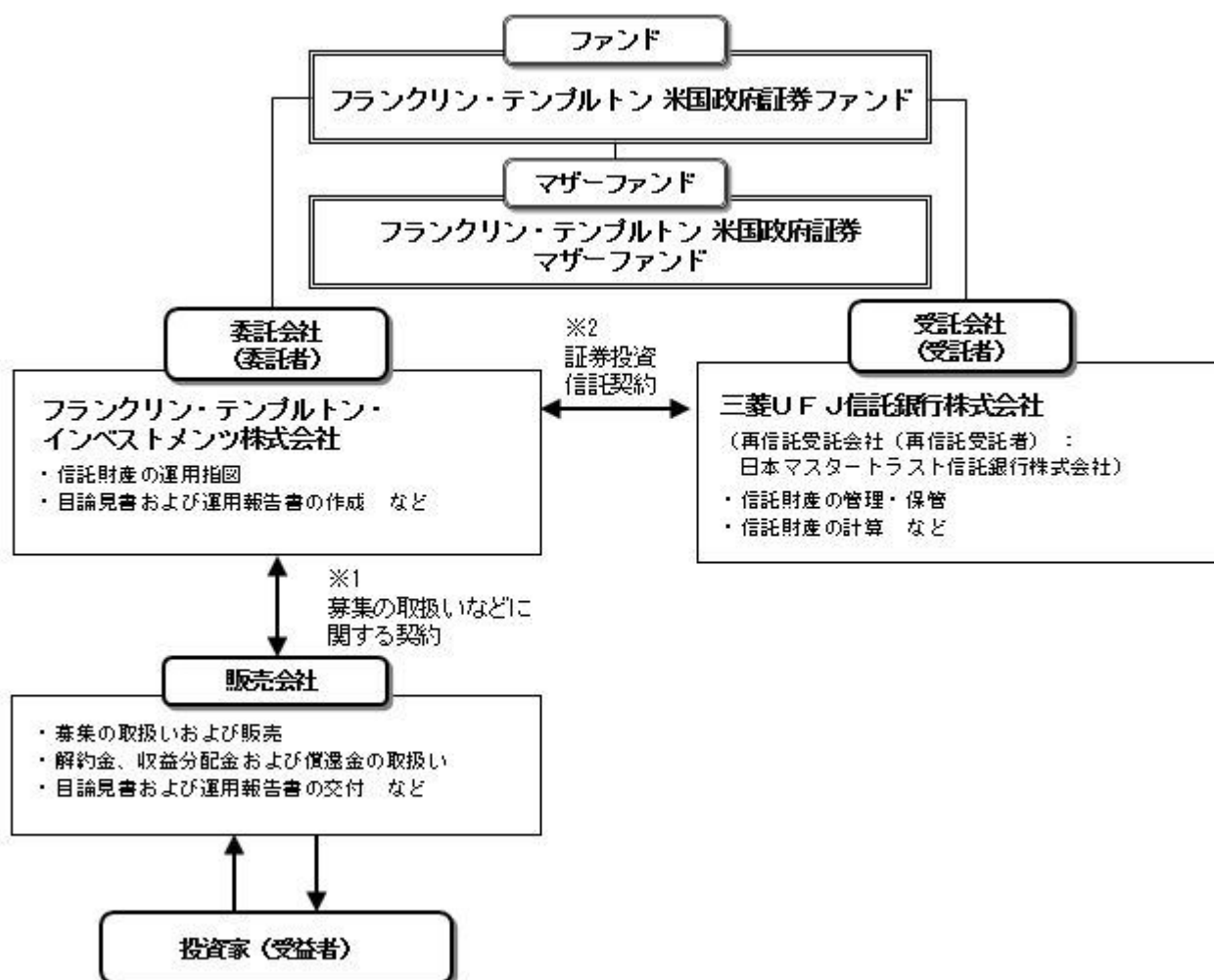
### （２）【ファンドの沿革】

2002年 3月26日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

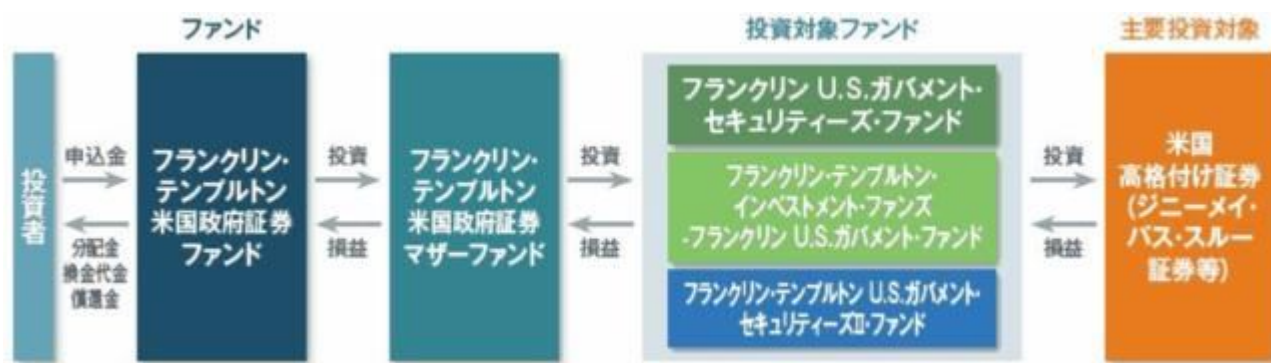
### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。



委託会社の概況（2020年3月末現在）

1）資本金

490,000千円

2）沿革

1996年9月25日 テンプルトン投資顧問株式会社設立  
 1997年2月28日 投資顧問業者の登録  
 1997年11月28日 投資一任契約業務の認可取得  
 2000年7月3日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社に商号変更  
 2000年9月26日 投資信託委託業の認可取得  
 2003年9月30日 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問株式会社と合併  
 2007年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録  
 2013年3月29日 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）の登録  
 2019年10月1日 K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社と合併

3）大株主の状況

| 株主名                                       | 住 所                                              | 所有株式数   | 所有比率 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------|------|
| フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド | シンガポール共和国038987<br>サンテックタワーワン 38-03<br>テマセック大通り7 | 43,580株 | 100% |

4）フランクリン・テンプルトン（委託会社が属するグループ）の概要

フランクリン・テンプルトンは、米国において70年以上の歴史を持ち、世界30ヵ国以上に拠点を有する独立系資産運用グループです。

「フランクリン」や「テンプルトン」等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

グループの運用総資産は、2020年3月末日現在、5,802億米ドル（約62.6兆円）です。

2020年3月末日現在WMロイター（1ドル＝107.955円）で換算

持株会社フランクリン・リソーシズ・インクはニューヨーク証券取引所に上場しています。1998年に資産運用会社として初めてS & P 500指数に採用されました。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主としてフランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の

資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。また、直接約款第17条に掲げる有価証券等に投資することがあります。

フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <投資対象ファンドの選定方針>

以下の条件を満たすファンドをマザーファンドにおいての投資対象ファンドとして選定します。

米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に投資を行うものであること。

### （２）【投資対象】

#### <フランクリン・テンブルトン 米国政府証券ファンド>

フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。

##### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ）約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

##### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたフランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および新株予約権付社債を除きます。）

５）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

６）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

７）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

８）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第２号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限りします。）

なお、１）から４）までの証券を以下「公社債」といい、６）の証券および７）の証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

##### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１）預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記の8)に掲げるものを除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### <フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）、または投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受証券を除きます。）

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記の4)に掲げるものを除きます。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記の4)に掲げるものを除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

#### <フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

#### 運用の基本方針

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針             | この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主な投資対象           | 投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 投資態度             | 主として「フランクリン U.S. ガバメント・セキュリティーズ・ファンド（米国籍投資法人）」、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S. ガバメント・ファンド（ルクセンブルク籍投資法人）」および「フランクリン・テンプルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズ・ファンド（バミューダ籍投資法人）」等（以下併せて「主たる投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。<br>主たる投資対象ファンドの組入れは高位を維持することを基本とします。<br>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限           | 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 収益分配             | 収益分配は行いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>ファンドに係る費用</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託報酬             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 申込手数料            | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 信託財産留保額          | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| その他の費用など         | 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。<br>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>その他</b>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委託会社             | フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 受託会社             | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| ファンド名 | フランクリン U.S. ガバメント・セキュリティーズ・ファンド          |
| 英文名   | Franklin U.S. Government Securities Fund |
| 形態    | 米国籍投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て               |
| 投資目的  | 金利収入の確保を投資目的とします。                        |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 主な投資戦略            | <p>純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。</p> <p>また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債（treasury strips）、長期国債（treasury bonds）、中期国債（treasury notes）など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引（repurchase agreements）を行うことがあります。</p> <p>* 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |                                                      |
| 関係法人              | 運用会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | フランクリン・アドバイザーズ・インク、フランクリン・テンプルトン・インスティテューショナル・エルエルシー |
|                   | 管理事務代行会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | フランクリン・テンプルトン・サービシーズ・エルエルシー                          |
|                   | 名義書換事務代行会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | フランクリン・テンプルトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー                   |
|                   | 保管銀行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン                                  |
| 設定年月              | 1970年 5 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                      |
| 決算日               | 9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                      |
| 申込手数料             | かかりません。 <sup>1</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                      |
| 管理報酬 <sup>2</sup> | 年0.625%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                      |

\* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドの Advisor Class（米ドル建て）に投資します。

フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

|        |                                                                                                                     |                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ファンド名  | フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ<br>フランクリン U.S.ガバメント・ファンド                                                                |                                                      |
| 英文名    | Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund                                                 |                                                      |
| 形態     | ルクセンブルク籍投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て                                                                                     |                                                      |
| 投資目的   | 金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。                                                                                            |                                                      |
| 主な投資戦略 | <p>主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。</p> <p>* 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |                                                      |
| 関係法人   | 運用会社                                                                                                                | フランクリン・アドバイザーズ・インク、フランクリン・テンプルトン・インスティテューショナル・エルエルシー |
|        | 管理会社                                                                                                                | フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・エー・アール・エル          |
|        | 保管銀行                                                                                                                | J P モルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・エー                           |
| 設定年月   | 1991年 2 月 <sup>1</sup>                                                                                              |                                                      |

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 決算日                 | 6月30日                |
| 申込手数料               | かかりません。 <sup>2</sup> |
| 運用報酬 <sup>3</sup>   | 年0.40% <sup>2</sup>  |
| 管理会社報酬 <sup>3</sup> | 年0.20%以内             |
| 保管銀行報酬 <sup>3</sup> | 年0.01%～年0.14%        |

\* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I (Mdis)（米ドル建て）に投資します。  
フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

- 1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。
- 2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)のものです。
- 3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ファンド名      | フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズ ・ファンド                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                      |
| 英文名        | Franklin Templeton U.S. Government Securities Limited                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                      |
| 形態         | バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                      |
| 投資目的       | 金利収入の確保を投資目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                      |
| 主な投資戦略     | 純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。<br>また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債（treasury strips）、長期国債（treasury bonds）、中期国債（treasury notes）など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引（repurchase agreements）を行うことがあります。<br>* 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |                                                      |
| 関係法人       | 運用会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | フランクリン・アドバイザーズ・インク、フランクリン・テンプルトン・インスティテューショナル・エルエルシー |
|            | 管理事務代行会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | フランクリン・テンプルトン・サービシーズ・エルエルシー                          |
|            | 名義書換事務代行会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド                     |
|            | 保管銀行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン                                  |
| 設定年月       | 2002年8月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                      |
| 決算日        | 9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                      |
| 申込手数料      | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                      |
| 運用報酬       | 年0.40%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                      |
| 管理事務代行報酬   | 年0.10%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                      |
| 名義書換事務代行報酬 | 年0.05%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                      |

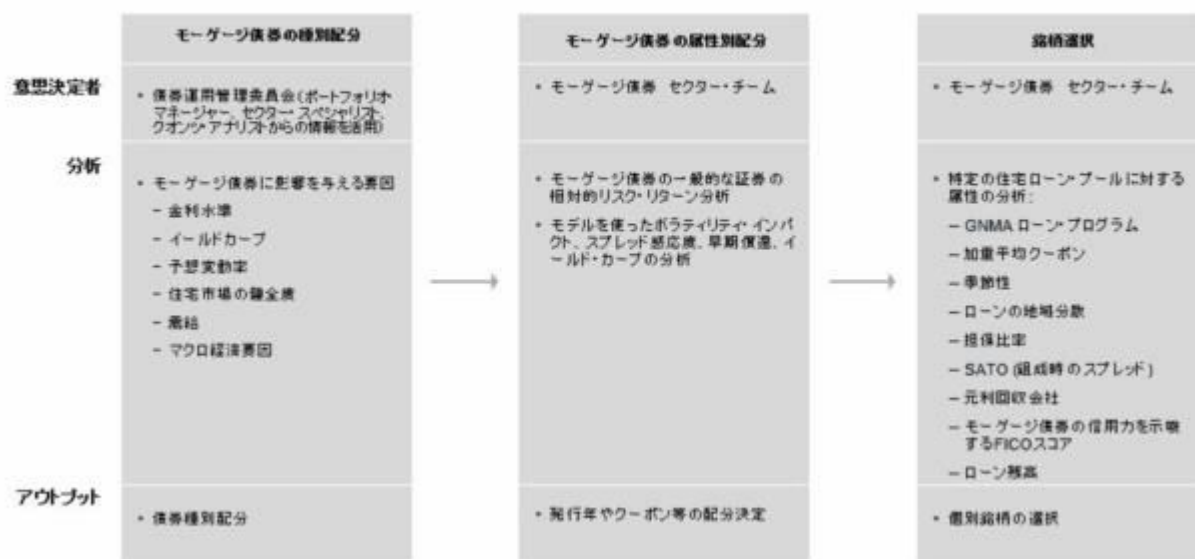
この他に保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります

す。

### <ご参考>

当ファンドのマザーファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプレトンU.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド」、「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ－フランクリンU.S.ガバメント・ファンド」、「フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

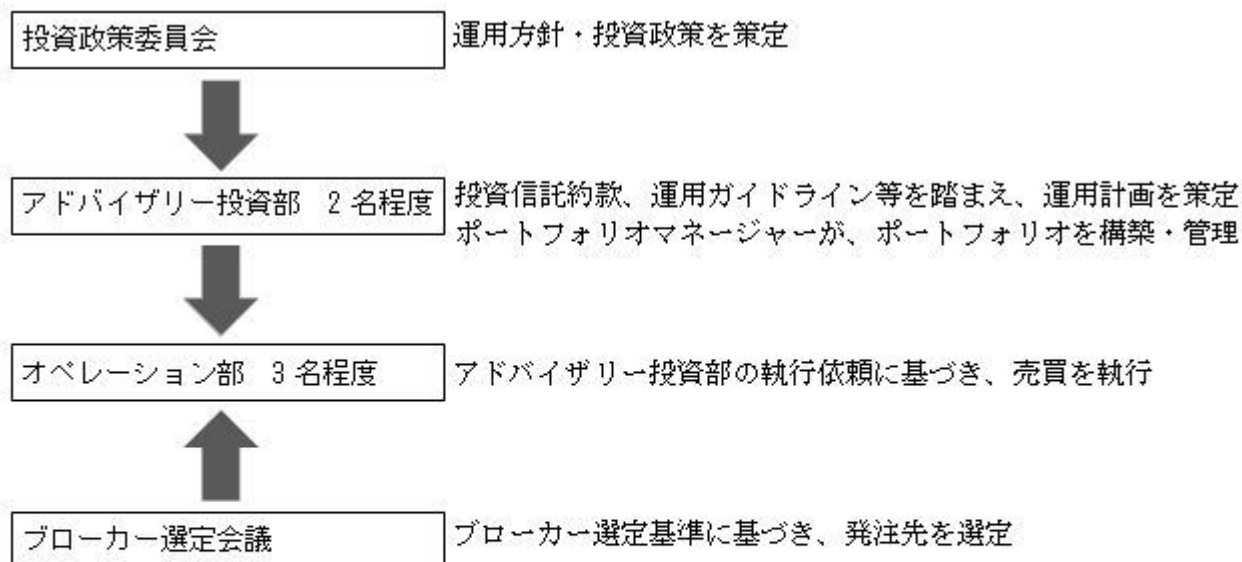
#### 3つのステップ



投資対象ファンドはフランクリン・テンプレトン債券グループが運用を担当します。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》  
 委託会社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査法人の報告書を、受託会社より受け取っております。

上記体制は2020年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月15日（ただし、15日が休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託者が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### （５）【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

###### <フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド>

- １）フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券以外への投資は約款第17条の範囲内で行います。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）原則として実質的に複数の投資信託証券に投資し、かつ１投資信託証券への実質投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。
- ４）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ５）公社債の借入れの指図および範囲
  - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ロ）イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二）イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ６）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ７）外国為替予約の指図
  - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ)イ)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ)ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 8) 資金の借入れ

イ)委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

1)投資信託証券以外への投資は約款第13条の範囲内で行います。

2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3)原則として複数の投資信託証券に投資し、かつ1投資信託証券への投資は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。

4)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

5)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6)外国為替予約の指図

イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ)イ)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ)ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権

の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### （１）基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

#### < 主な変動要因 >

##### 価格変動リスク

##### ○有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等（以下、「組入有価証券等」といいます。）の市場価格の変動による影響を受けます。

##### ○為替変動リスク

外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。

##### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

##### 信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### （ご参考）ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

##### 金利変動リスク

他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

##### 米国投資リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。

##### 価格変動リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ（政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。

##### 期限前償還リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります（期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。）。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証

券発行者は当該期限前返済金を再投資（貸付け）に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。

#### <その他の留意点>

投資対象ファンド変更の可能性

投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合、また当ファンドの資産総額規模等から委託会社が他のファンドを加えることが運用に資すると判断した場合には、ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する投資対象ファンド以外の他のファンドにも投資することがあります。

追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

信託の途中終了

後記「第2 管理及び運営 / 3 資産管理等の概要 / (5) その他 / 信託の終了（繰上償還）」による信託契約の解約により、ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

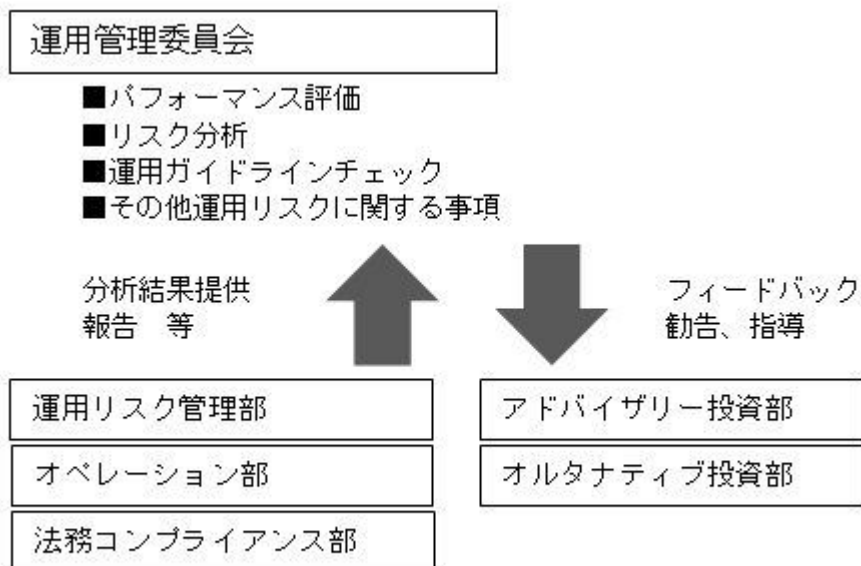
クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスク管理体制

ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。

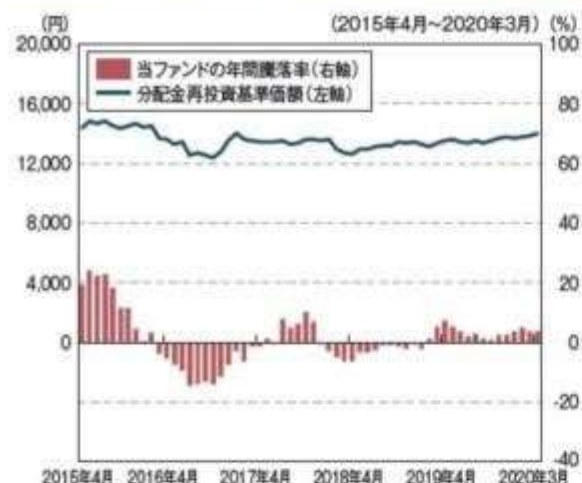
これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。



上記体制は2020年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 参考情報

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 当ファンドの年間騰落率は、2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## 《各資産クラスの指数》

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、委託会社で円換算しています。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- (注) 2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- (注) 決算日に対応した数値とは異なります。
- (注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## &lt;代表的な資産クラスの指数の著作権等について&gt;

## ○東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ○MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## ○NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債を用いて行われるフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

## ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.65% (税抜1.5%) が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し（年0.77%（税抜0.7%））の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

### １）ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

| 各販売会社の純資産残高        | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |        |        |
|--------------------|-----------------------|--------|--------|
|                    | 委託会社                  | 販売会社   | 受託会社   |
| 300億円以下の部分         | 年0.26%                | 年0.40% | 年0.04% |
| 300億円超500億円以下の部分   | 年0.21%                | 年0.45% |        |
| 500億円超1,000億円以下の部分 | 年0.06%                | 年0.60% |        |
| 1,000億円超の部分        | 年0.02%                | 年0.64% |        |

| 役務の内容 |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 委託会社  | ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等             |
| 販売会社  | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 |
| 受託会社  | ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等              |

### ２）投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資信託証券の純資産額に運用・管理報酬等の料率（年0.55%～年0.74%程度）を乗じて得た額とします。

運用・管理報酬等の料率は投資信託証券により異なります。

詳しくは、「第１ ファンドの状況 / ２ 投資方針 / （２）投資対象 / マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

### ３）実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、年1.32%～年1.51%程度（税込）です。

実際の負担率は、投資信託証券の組入比率などにより変動します。

一部の投資信託証券における管理事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかるその他諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用）、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用等をいいます。以下「その他諸費用」といいます。）および当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記のその他諸費用（当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかるその他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額の範囲内で固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前記においてその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

前記においてその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかるその他諸費用の額は、後記「第２ 管理及び運営 / ３ 資産管理等の概要 / （４）計算期間」の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。

前記の諸経費および前記のその他諸費用は、マザーファンドに関連して生じたその他諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドの投資対象ファンドへの投資には、申込手数料はかかりません。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

##### １）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### ２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴

収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

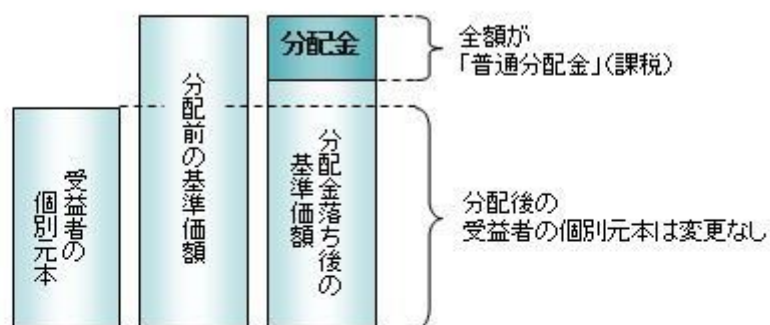
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

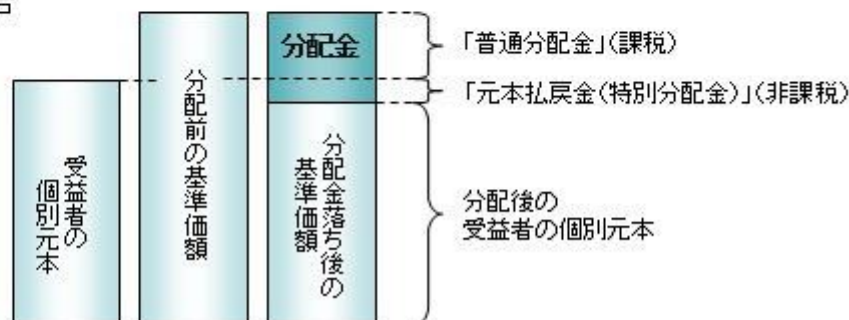
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

以下の運用状況は2020年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

| 資産の種類               | 国 / 地域 | 時価合計 (円)       | 投資比率 (%) |
|---------------------|--------|----------------|----------|
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 19,496,013,896 | 99.40    |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —      | 118,011,264    | 0.60     |
| 合計(純資産総額)           |        | 19,614,025,160 | 100.00   |

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 時価単価 (円) | 時価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|----|-----|----|----------|----------|----------|----------|----------|
|--------|----|-----|----|----------|----------|----------|----------|----------|

|    |           |                              |    |                |        |                |        |                |       |
|----|-----------|------------------------------|----|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | フランクリン・テンプルトン<br>政府証券マザーファンド | 米国 | 12,132,686,475 | 1.5468 | 18,766,839,440 | 1.6069 | 19,496,013,896 | 99.40 |
|----|-----------|------------------------------|----|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-------|

## ロ.種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.40   |
| 合計        | 99.40   |

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

| 期                     | 純資産総額（百万円） |         | 1口当たり純資産額（円） |        |
|-----------------------|------------|---------|--------------|--------|
|                       | 分配落ち       | 分配付き    | 分配落ち         | 分配付き   |
| 第17特定期間末（2010年 9月15日） | 101,475    | 101,788 | 0.6161       | 0.6180 |
| 第18特定期間末（2011年 3月15日） | 85,936     | 86,184  | 0.5891       | 0.5908 |
| 第19特定期間末（2011年 9月15日） | 72,448     | 72,627  | 0.5674       | 0.5688 |
| 第20特定期間末（2012年 3月15日） | 67,406     | 67,593  | 0.6141       | 0.6158 |
| 第21特定期間末（2012年 9月18日） | 56,744     | 56,852  | 0.5770       | 0.5781 |
| 第22特定期間末（2013年 3月15日） | 58,138     | 58,256  | 0.6913       | 0.6927 |
| 第23特定期間末（2013年 9月17日） | 50,938     | 51,027  | 0.6916       | 0.6928 |
| 第24特定期間末（2014年 3月17日） | 44,124     | 44,204  | 0.7156       | 0.7169 |
| 第25特定期間末（2014年 9月16日） | 41,978     | 42,050  | 0.7533       | 0.7546 |
| 第26特定期間末（2015年 3月16日） | 40,737     | 40,803  | 0.8570       | 0.8584 |
| 第27特定期間末（2015年 9月15日） | 36,039     | 36,099  | 0.8438       | 0.8452 |
| 第28特定期間末（2016年 3月15日） | 31,983     | 32,039  | 0.7948       | 0.7962 |
| 第29特定期間末（2016年 9月15日） | 27,787     | 27,833  | 0.7171       | 0.7183 |
| 第30特定期間末（2017年 3月15日） | 27,599     | 27,645  | 0.7759       | 0.7772 |
| 第31特定期間末（2017年 9月15日） | 25,950     | 25,995  | 0.7490       | 0.7503 |
| 第32特定期間末（2018年 3月15日） | 23,119     | 23,159  | 0.6994       | 0.7006 |
| 第33特定期間末（2018年 9月18日） | 22,827     | 22,867  | 0.7293       | 0.7306 |
| 第34特定期間末（2019年 3月15日） | 21,971     | 22,010  | 0.7364       | 0.7377 |
| 第35特定期間末（2019年 9月17日） | 20,743     | 20,780  | 0.7290       | 0.7303 |
| 第36特定期間末（2020年 3月16日） | 19,087     | 19,122  | 0.7189       | 0.7202 |

|            |        |   |        |   |
|------------|--------|---|--------|---|
| 2019年 3月末日 | 21,886 | — | 0.7359 | — |
| 4月末日       | 21,494 | — | 0.7385 | — |
| 5月末日       | 21,061 | — | 0.7273 | — |
| 6月末日       | 20,860 | — | 0.7234 | — |
| 7月末日       | 20,898 | — | 0.7294 | — |
| 8月末日       | 20,625 | — | 0.7210 | — |
| 9月末日       | 20,717 | — | 0.7284 | — |
| 10月末日      | 20,353 | — | 0.7339 | — |
| 11月末日      | 20,301 | — | 0.7375 | — |
| 12月末日      | 19,839 | — | 0.7352 | — |
| 2020年 1月末日 | 19,573 | — | 0.7342 | — |
| 2月末日       | 19,542 | — | 0.7387 | — |
| 3月末日       | 19,614 | — | 0.7463 | — |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

| 期       | 期間                      | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第17特定期間 | 2010年 3月16日～2010年 9月15日 | 0.0126       |
| 第18特定期間 | 2010年 9月16日～2011年 3月15日 | 0.0112       |
| 第19特定期間 | 2011年 3月16日～2011年 9月15日 | 0.0097       |
| 第20特定期間 | 2011年 9月16日～2012年 3月15日 | 0.0093       |
| 第21特定期間 | 2012年 3月16日～2012年 9月18日 | 0.0073       |
| 第22特定期間 | 2012年 9月19日～2013年 3月15日 | 0.0075       |
| 第23特定期間 | 2013年 3月16日～2013年 9月17日 | 0.0076       |
| 第24特定期間 | 2013年 9月18日～2014年 3月17日 | 0.0076       |
| 第25特定期間 | 2014年 3月18日～2014年 9月16日 | 0.0078       |
| 第26特定期間 | 2014年 9月17日～2015年 3月16日 | 0.0083       |
| 第27特定期間 | 2015年 3月17日～2015年 9月15日 | 0.0084       |
| 第28特定期間 | 2015年 9月16日～2016年 3月15日 | 0.0084       |
| 第29特定期間 | 2016年 3月16日～2016年 9月15日 | 0.0076       |
| 第30特定期間 | 2016年 9月16日～2017年 3月15日 | 0.0076       |
| 第31特定期間 | 2017年 3月16日～2017年 9月15日 | 0.0078       |
| 第32特定期間 | 2017年 9月16日～2018年 3月15日 | 0.0076       |
| 第33特定期間 | 2018年 3月16日～2018年 9月18日 | 0.0075       |
| 第34特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月15日 | 0.0078       |
| 第35特定期間 | 2019年 3月16日～2019年 9月17日 | 0.0078       |
| 第36特定期間 | 2019年 9月18日～2020年 3月16日 | 0.0078       |

### 【収益率の推移】

| 期       | 期間                      | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第17特定期間 | 2010年 3月16日～2010年 9月15日 | 3.43   |
| 第18特定期間 | 2010年 9月16日～2011年 3月15日 | 2.56   |
| 第19特定期間 | 2011年 3月16日～2011年 9月15日 | 2.04   |
| 第20特定期間 | 2011年 9月16日～2012年 3月15日 | 9.87   |
| 第21特定期間 | 2012年 3月16日～2012年 9月18日 | 4.85   |
| 第22特定期間 | 2012年 9月19日～2013年 3月15日 | 21.11  |
| 第23特定期間 | 2013年 3月16日～2013年 9月17日 | 1.14   |
| 第24特定期間 | 2013年 9月18日～2014年 3月17日 | 4.57   |
| 第25特定期間 | 2014年 3月18日～2014年 9月16日 | 6.36   |
| 第26特定期間 | 2014年 9月17日～2015年 3月16日 | 14.87  |
| 第27特定期間 | 2015年 3月17日～2015年 9月15日 | 0.56   |
| 第28特定期間 | 2015年 9月16日～2016年 3月15日 | 4.81   |
| 第29特定期間 | 2016年 3月16日～2016年 9月15日 | 8.82   |
| 第30特定期間 | 2016年 9月16日～2017年 3月15日 | 9.26   |
| 第31特定期間 | 2017年 3月16日～2017年 9月15日 | 2.46   |
| 第32特定期間 | 2017年 9月16日～2018年 3月15日 | 5.61   |
| 第33特定期間 | 2018年 3月16日～2018年 9月18日 | 5.35   |
| 第34特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月15日 | 2.04   |
| 第35特定期間 | 2019年 3月16日～2019年 9月17日 | 0.05   |
| 第36特定期間 | 2019年 9月18日～2020年 3月16日 | 0.32   |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

| 期       | 期間                      | 設定口数（口）       | 解約口数（口）        |
|---------|-------------------------|---------------|----------------|
| 第17特定期間 | 2010年 3月16日～2010年 9月15日 | 359,379,638   | 19,935,776,151 |
| 第18特定期間 | 2010年 9月16日～2011年 3月15日 | 994,158,772   | 19,825,237,409 |
| 第19特定期間 | 2011年 3月16日～2011年 9月15日 | 1,995,927,309 | 20,177,222,632 |
| 第20特定期間 | 2011年 9月16日～2012年 3月15日 | 1,275,747,507 | 19,201,234,843 |
| 第21特定期間 | 2012年 3月16日～2012年 9月18日 | 1,735,130,692 | 13,142,144,353 |
| 第22特定期間 | 2012年 9月19日～2013年 3月15日 | 1,314,762,779 | 15,569,504,401 |
| 第23特定期間 | 2013年 3月16日～2013年 9月17日 | 2,705,523,604 | 13,147,323,199 |
| 第24特定期間 | 2013年 9月18日～2014年 3月17日 | 2,731,678,372 | 14,722,605,389 |
| 第25特定期間 | 2014年 3月18日～2014年 9月16日 | 1,243,573,288 | 7,180,449,577  |
| 第26特定期間 | 2014年 9月17日～2015年 3月16日 | 521,072,086   | 8,714,504,313  |
| 第27特定期間 | 2015年 3月17日～2015年 9月15日 | 642,066,206   | 5,466,737,970  |
| 第28特定期間 | 2015年 9月16日～2016年 3月15日 | 492,033,419   | 2,961,668,212  |
| 第29特定期間 | 2016年 3月16日～2016年 9月15日 | 795,147,057   | 2,286,738,630  |
| 第30特定期間 | 2016年 9月16日～2017年 3月15日 | 861,488,938   | 4,040,291,605  |

|         |                         |               |               |
|---------|-------------------------|---------------|---------------|
| 第31特定期間 | 2017年 3月16日～2017年 9月15日 | 1,656,595,606 | 2,579,954,349 |
| 第32特定期間 | 2017年 9月16日～2018年 3月15日 | 1,049,350,007 | 2,637,912,436 |
| 第33特定期間 | 2018年 3月16日～2018年 9月18日 | 523,155,615   | 2,282,743,447 |
| 第34特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月15日 | 657,206,126   | 2,117,387,664 |
| 第35特定期間 | 2019年 3月16日～2019年 9月17日 | 330,982,343   | 1,714,443,843 |
| 第36特定期間 | 2019年 9月18日～2020年 3月16日 | 533,421,408   | 2,435,097,355 |

（参考）

## フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

以下の運用状況は2020年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

| 資産の種類               | 国 / 地域  | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 投資証券                | ルクセンブルク | 5,538,912,995  | 28.41   |
|                     | バミューダ   | 13,889,251,102 | 71.24   |
|                     | 小計      | 19,428,164,097 | 99.65   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | —       | 67,756,467     | 0.35    |
| 合計（純資産総額）           |         | 19,495,920,564 | 100.00  |

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国 / 地域      | 種類   | 銘柄名                                                                           | 数量            | 簿価単価<br>（円） | 簿価金額<br>（円）    | 時価単価<br>（円） | 時価金額<br>（円）    | 投資<br>比率<br>（％） |
|-------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|
| バミュー<br>ダ   | 投資証券 | フランクリン・テンプルトン U.S.<br>ガバメント・セキュリティーズ<br>・<br>ファンド                             | 13,076,164.72 | 1,042.59    | 13,633,096,881 | 1,062.18    | 13,889,251,102 | 71.24           |
| ルクセン<br>ブルク | 投資証券 | フランクリン・テンプルトン・イン<br>ベストメント・ファンズ - フラン<br>クリン U.S.ガバメント・ファンド<br>Class I (Mdis) | 5,225,368.914 | 1,033.88    | 5,402,430,539  | 1,060.00    | 5,538,912,995  | 28.41           |

##### ロ. 種類別の投資比率

| 種類   | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 投資証券 | 99.65   |
| 合計   | 99.65   |

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2020年3月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※基準価額（分配金再投資）は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

## 分配の推移

|          |        |
|----------|--------|
| 2019年11月 | 13円    |
| 2019年12月 | 13円    |
| 2020年1月  | 13円    |
| 2020年2月  | 13円    |
| 2020年3月  | 13円    |
| 直近1年間累計  | 156円   |
| 設定以来累計   | 4,776円 |

※分配金は1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

## ■マザーファンドの資産構成

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| 投資対象ファンド                                | 99.7%  |
| フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド          | —      |
| フランクリン U.S.ガバメント・ファンド                   | 28.4%  |
| フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド | 71.2%  |
| コール・ローン等                                | 0.3%   |
| 計                                       | 100.0% |

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※コール・ローン等＝純資産総額(100%)－投資対象ファンド

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率：99.4%

※米国における外国人投資家への税制優遇措置の継続確認により、今後はフランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドへの配分も予定しております。ただし、金融制度および税制等の変更がある場合には配分を変更する場合があります。また、実際の組入れにあたっては、市況動向等も勘案します。

## ■投資対象ファンドの資産構成

(2020年3月末日現在(現地))

|                                         | ジニーメイ・バス・スルー証券 | 短期金融商品その他 |
|-----------------------------------------|----------------|-----------|
| フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド          | 97.3%          | 2.7%      |
| フランクリン U.S.ガバメント・ファンド                   | 95.8%          | 4.2%      |
| フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド | 97.4%          | 2.6%      |

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 投資対象ファンドの過去の実績

## ○フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド (Advisor Class)

## 月末基準価額と月間分配金の実績(米ドル)

|  | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|--|-------|-------|-------|-------|
|--|-------|-------|-------|-------|

|     | 基準価額 | 分配金    | 基準価額 | 分配金    | 基準価額 | 分配金    | 基準価額 | 分配金    |
|-----|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1月  | 6.20 | 0.0168 | 6.01 | 0.0160 | 5.95 | 0.0162 | 6.07 | 0.0151 |
| 2月  | 6.21 | 0.0170 | 5.96 | 0.0161 | 5.93 | 0.0161 | 6.10 | 0.0150 |
| 3月  | 6.19 | 0.0167 | 5.97 | 0.0158 | 5.98 | 0.0155 | 6.18 | 0.0151 |
| 4月  | 6.19 | 0.0161 | 5.93 | 0.0161 | 5.96 | 0.0157 | -    | -      |
| 5月  | 6.20 | 0.0171 | 5.94 | 0.0162 | 6.02 | 0.0156 | -    | -      |
| 6月  | 6.15 | 0.0165 | 5.93 | 0.0159 | 6.05 | 0.0155 | -    | -      |
| 7月  | 6.16 | 0.0164 | 5.91 | 0.0162 | 6.06 | 0.0152 | -    | -      |
| 8月  | 6.17 | 0.0163 | 5.92 | 0.0163 | 6.11 | 0.0150 | -    | -      |
| 9月  | 6.15 | 0.0162 | 5.87 | 0.0164 | 6.09 | 0.0159 | -    | -      |
| 10月 | 6.12 | 0.0146 | 5.81 | 0.0162 | 6.09 | 0.0151 | -    | -      |
| 11月 | 6.09 | 0.0160 | 5.84 | 0.0162 | 6.07 | 0.0145 | -    | -      |
| 12月 | 6.08 | 0.0159 | 5.91 | 0.0160 | 6.05 | 0.0150 | -    | -      |

## 過去10年間の決算日基準価額と年間分配金の実績（米ドル）

|       | 基準価額（半期決算・3月） | 基準価額（本決算・9月） | 年間分配金  |
|-------|---------------|--------------|--------|
| 2010年 | 6.71          | 6.83         | 0.2873 |
| 2011年 | 6.74          | 6.94         | 0.2804 |
| 2012年 | 6.91          | 6.93         | 0.2557 |
| 2013年 | 6.75          | 6.55         | 0.2470 |
| 2014年 | 6.50          | 6.50         | 0.2342 |
| 2015年 | 6.53          | 6.42         | 0.2201 |
| 2016年 | 6.39          | 6.37         | 0.2036 |
| 2017年 | 6.19          | 6.15         | 0.1956 |
| 2018年 | 5.97          | 5.87         | 0.1934 |
| 2019年 | 5.98          | 6.09         | 0.1853 |
| 2020年 | 6.18          | -            | -      |

基準価額および分配金は1口当たりの額です。

運用報酬等の費用が異なることから、ファンドの運用実績はClass毎に異なります。

## ○フランクリン U.S.ガバメント・ファンド（Class I（Mdis））

## 月末基準価額と月間分配金の実績（米ドル）

|     | 2017年 |       | 2018年 |       | 2019年 |       | 2020年 |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 基準価額  | 分配金   | 基準価額  | 分配金   | 基準価額  | 分配金   | 基準価額  | 分配金   |
| 1月  | 9.65  | 0.016 | 9.44  | 0.019 | 9.35  | 0.026 | 9.54  | 0.023 |
| 2月  | 9.68  | 0.015 | 9.38  | 0.019 | 9.33  | 0.027 | 9.59  | 0.025 |
| 3月  | 9.64  | 0.019 | 9.39  | 0.021 | 9.40  | 0.028 | 9.72  | 0.025 |
| 4月  | 9.66  | 0.019 | 9.34  | 0.021 | 9.37  | 0.029 | -     | -     |
| 5月  | 9.68  | 0.018 | 9.36  | 0.020 | 9.45  | 0.026 | -     | -     |
| 6月  | 9.61  | 0.019 | 9.34  | 0.021 | 9.52  | 0.025 | -     | -     |
| 7月  | 9.63  | 0.020 | 9.32  | 0.021 | 9.52  | 0.025 | -     | -     |
| 8月  | 9.64  | 0.018 | 9.33  | 0.026 | 9.60  | 0.025 | -     | -     |
| 9月  | 9.62  | 0.019 | 9.26  | 0.026 | 9.57  | 0.024 | -     | -     |
| 10月 | 9.59  | 0.018 | 9.17  | 0.026 | 9.57  | 0.022 | -     | -     |
| 11月 | 9.55  | 0.018 | 9.22  | 0.027 | 9.54  | 0.022 | -     | -     |
| 12月 | 9.54  | 0.019 | 9.30  | 0.026 | 9.52  | 0.023 | -     | -     |

## 過去10年間の決算日基準価額と年間分配金の実績（米ドル）

|       | 基準価額（本決算・6月） | 基準価額（半期決算・12月） | 年間分配金 |
|-------|--------------|----------------|-------|
| 2010年 | 10.09        | 9.99           | 0.447 |
| 2011年 | 10.09        | 10.28          | 0.386 |
| 2012年 | 10.26        | 10.18          | 0.280 |
| 2013年 | 9.85         | 9.79           | 0.246 |
| 2014年 | 9.92         | 9.92           | 0.292 |
| 2015年 | 9.85         | 9.80           | 0.218 |
| 2016年 | 9.88         | 9.67           | 0.217 |
| 2017年 | 9.61         | 9.54           | 0.218 |
| 2018年 | 9.34         | 9.30           | 0.273 |
| 2019年 | 9.52         | 9.52           | 0.302 |

基準価額および分配金は1口当たりの額です。

運用報酬等の費用が異なることから、ファンドの運用実績はClass毎に異なります。

## ○フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズ ・ファンド

## 月末基準価額と月間分配金の実績（米ドル）

|     | 2017年 |        | 2018年 |        | 2019年 |        | 2020年 |        |
|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|     | 基準価額  | 分配金    | 基準価額  | 分配金    | 基準価額  | 分配金    | 基準価額  | 分配金    |
| 1月  | 9.66  | 0.0210 | 9.40  | 0.0210 | 9.34  | 0.0210 | 9.59  | 0.0200 |
| 2月  | 9.67  | 0.0210 | 9.33  | 0.0210 | 9.32  | 0.0210 | 9.64  | 0.0200 |
| 3月  | 9.64  | 0.0210 | 9.35  | 0.0210 | 9.41  | 0.0210 | 9.75  | 0.0200 |
| 4月  | 9.66  | 0.0210 | 9.30  | 0.0210 | 9.38  | 0.0210 | -     | -      |
| 5月  | 9.67  | 0.0210 | 9.32  | 0.0210 | 9.47  | 0.0210 | -     | -      |
| 6月  | 9.61  | 0.0210 | 9.30  | 0.0210 | 9.52  | 0.0210 | -     | -      |
| 7月  | 9.62  | 0.0210 | 9.28  | 0.0210 | 9.53  | 0.0210 | -     | -      |
| 8月  | 9.63  | 0.0210 | 9.30  | 0.0210 | 9.63  | 0.0210 | -     | -      |
| 9月  | 9.60  | 0.0210 | 9.23  | 0.0210 | 9.60  | 0.0210 | -     | -      |
| 10月 | 9.57  | 0.0210 | 9.15  | 0.0210 | 9.59  | 0.0210 | -     | -      |
| 11月 | 9.52  | 0.0210 | 9.20  | 0.0210 | 9.57  | 0.0200 | -     | -      |
| 12月 | 9.51  | 0.0210 | 9.30  | 0.0210 | 9.55  | 0.0200 | -     | -      |

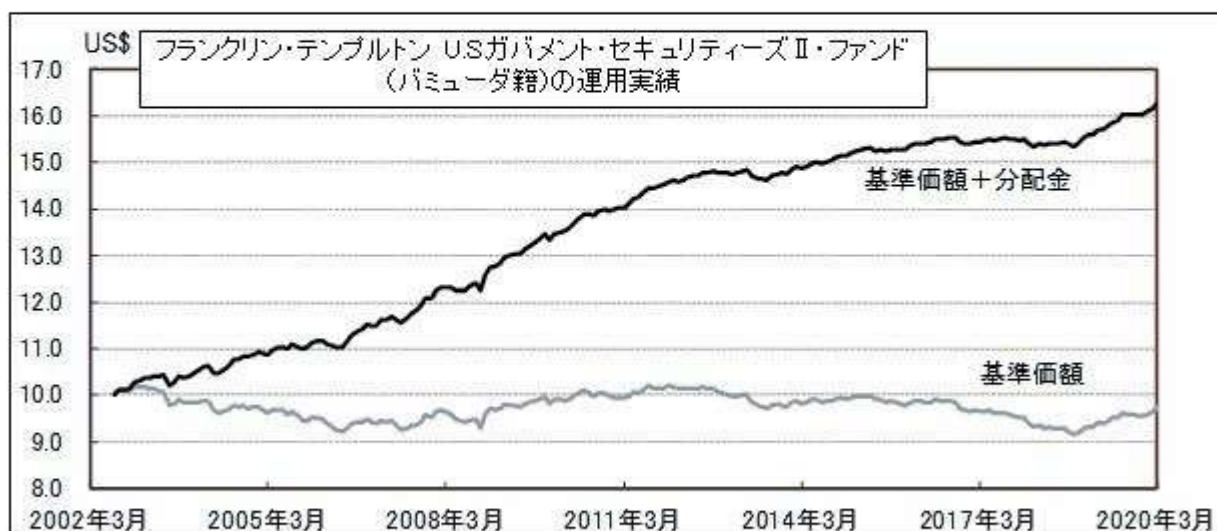
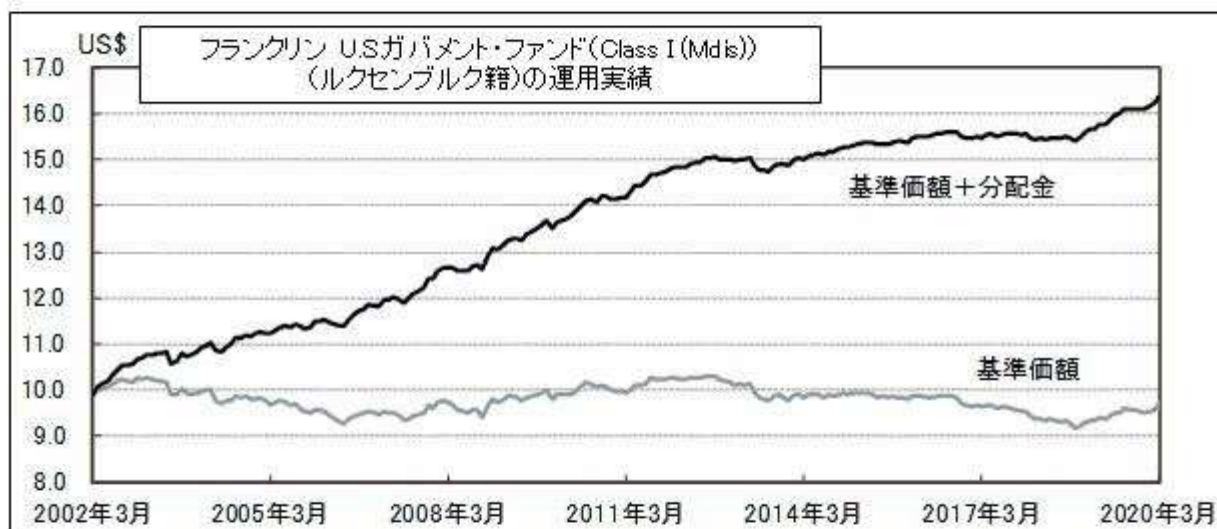
## 過去10年間の決算日基準価額と年間分配金の実績（米ドル）

|       | 基準価額（半期決算・3月） | 基準価額（本決算・9月） | 年間分配金  |
|-------|---------------|--------------|--------|
| 2010年 | 9.89          | 9.97         | 0.4740 |
| 2011年 | 9.94          | 10.16        | 0.4020 |
| 2012年 | 10.14         | 10.14        | 0.3450 |
| 2013年 | 10.00         | 9.79         | 0.2515 |
| 2014年 | 9.82          | 9.88         | 0.2320 |
| 2015年 | 9.98          | 9.87         | 0.2520 |
| 2016年 | 9.87          | 9.87         | 0.2520 |
| 2017年 | 9.64          | 9.60         | 0.2520 |
| 2018年 | 9.35          | 9.23         | 0.2520 |
| 2019年 | 9.41          | 9.60         | 0.2500 |
| 2020年 | 9.75          | -            | -      |

基準価額および分配金は1口当たりの額です。

運用報酬等の費用が異なることから、ファンドの運用実績はClass毎に異なります。

◆メイフラワー号設定来の投資対象ファンドの基準価額の推移（2002年3月～2020年3月）◆



「基準価額+分配金」は基準価額に毎月の分配金を単純に足し合わせたものです。

※ 運用報酬等の費用が異なることから、ファンドの運用実績はClass毎に異なります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### （2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

#### （3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### （5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

#### （6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （7）申込単位

1口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### （9）受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### ＜解約請求による換金＞

#### （1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

**（３）解約請求不可日**

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

**（４）解約制限**

ありません。

**（５）解約価額**

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

**< 委託会社の照会先 >**

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号：03-6230-5699

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ：<https://www.franklintempleton.co.jp/>

**（６）手取額**

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

**（７）解約単位**

1口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**（８）解約代金の支払い**

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

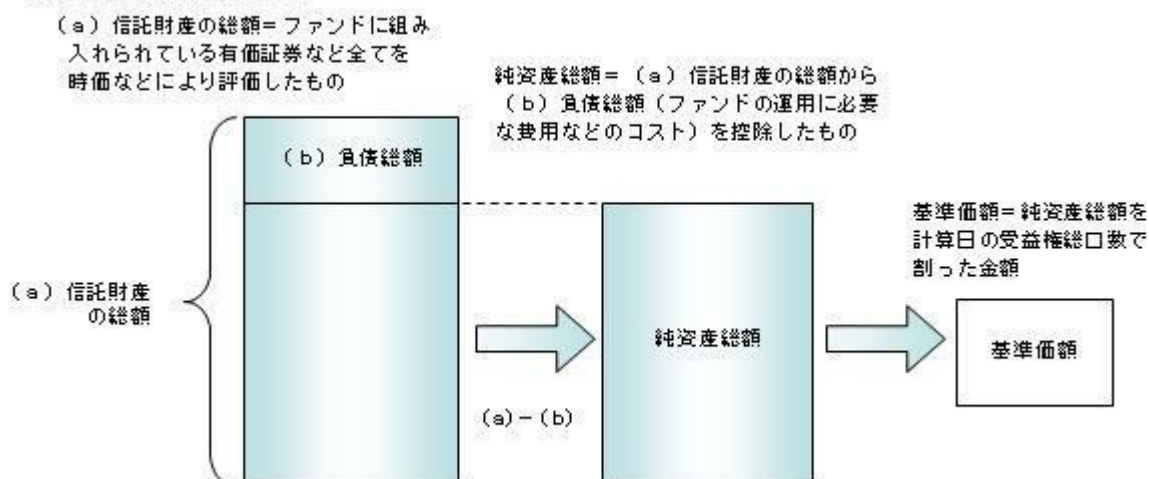
**（９）受付の中止および取消**

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

**3【資産管理等の概要】****（１）【資産の評価】****基準価額の算出**

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

## &lt;基準価額算出の流れ&gt;



## 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

## &lt;主な資産の評価方法&gt;

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt;委託会社の照会先&gt;

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号：03-6230-5699

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ：<https://www.franklintempleton.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします（2002年3月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

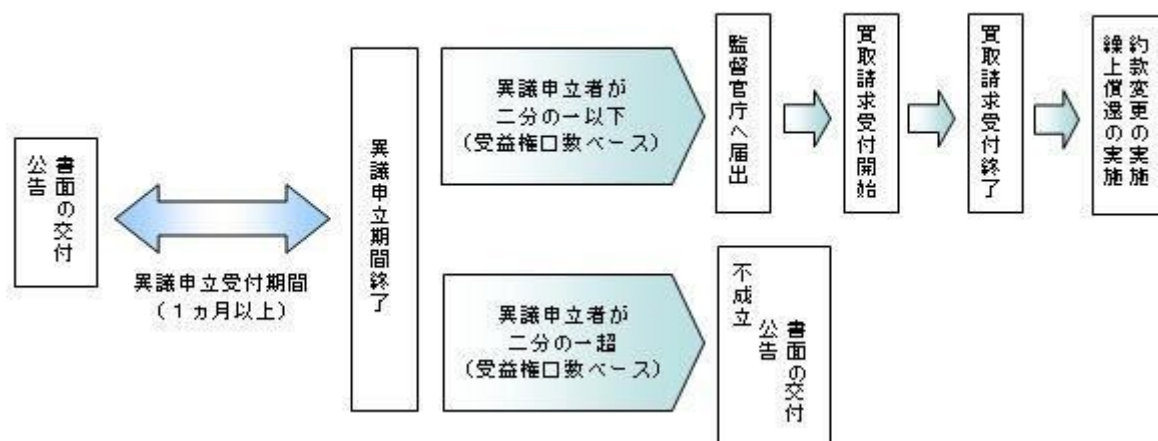
異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.franklintempleton.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年9月18日から2020年3月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

|                     | 前期<br>( 2019年 9月17日現在 ) | 当期<br>( 2020年 3月16日現在 ) |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部                |                         |                         |
| 流動資産                |                         |                         |
| 金銭信託                | 897,190                 | 278,054,678             |
| コール・ローン             | 307,888,936             | -                       |
| 親投資信託受益証券           | 20,528,330,674          | 18,872,204,821          |
| 流動資産合計              | 20,837,116,800          | 19,150,259,499          |
| 資産合計                | 20,837,116,800          | 19,150,259,499          |
| 負債の部                |                         |                         |
| 流動負債                |                         |                         |
| 未払収益分配金             | 36,990,762              | 34,518,583              |
| 未払解約金               | 42,770,674              | 16,553,790              |
| 未払受託者報酬             | 802,932                 | 652,326                 |
| 未払委託者報酬             | 13,248,391              | 10,763,349              |
| 未払利息                | 843                     | -                       |
| その他未払費用             | 112,126                 | 89,943                  |
| 流動負債合計              | 93,925,728              | 62,577,991              |
| 負債合計                | 93,925,728              | 62,577,991              |
| 純資産の部               |                         |                         |
| 元本等                 |                         |                         |
| 元本                  | 28,454,432,457          | 26,552,756,510          |
| 剰余金                 |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (    ) | 7,711,241,385           | 7,465,075,002           |
| ( 分配準備積立金 )         | 1,843,625,936           | 1,685,361,873           |
| 元本等合計               | 20,743,191,072          | 19,087,681,508          |
| 純資産合計               | 20,743,191,072          | 19,087,681,508          |
| 負債純資産合計             | 20,837,116,800          | 19,150,259,499          |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日 | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取利息                                      | 25                                   | 21                                   |
| 有価証券売買等損益                                 | 92,323,867                           | 34,466,147                           |
| 営業収益合計                                    | 92,323,892                           | 34,466,168                           |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 支払利息                                      | 109,085                              | 90,420                               |
| 受託者報酬                                     | 4,630,826                            | 4,350,316                            |
| 委託者報酬                                     | 76,408,587                           | 71,780,128                           |
| その他費用                                     | 679,276                              | 601,908                              |
| 営業費用合計                                    | 81,827,774                           | 76,822,772                           |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 10,496,118                           | 42,356,604                           |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 10,496,118                           | 42,356,604                           |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 10,496,118                           | 42,356,604                           |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 1,754,644                            | 300,856                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 7,866,569,091                        | 7,711,241,385                        |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 463,298,428                          | 649,924,875                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 463,298,428                          | 649,924,875                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 91,503,540                           | 149,038,001                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 91,503,540                           | 149,038,001                          |
| 分配金                                       | 225,208,656                          | 212,063,031                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 7,711,241,385                        | 7,465,075,002                        |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                           |                                                                       |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| ２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 特定期間末日の取扱い<br>2020年 3月15日が休日のため、特定期間末日を2020年 3月16日としております。            |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                      | 前期<br>( 2019年 9月17日現在 ) | 当期<br>( 2020年 3月16日現在 ) |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| １ 投資信託財産に係る元本の状況        |                         |                         |
| 期首元本額                   | 29,837,893,957円         | 28,454,432,457円         |
| 期中追加設定元本額               | 330,982,343円            | 533,421,408円            |
| 期中一部解約元本額               | 1,714,443,843円          | 2,435,097,355円          |
| ２ 元本の欠損                 |                         |                         |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 7,711,241,385円          | 7,465,075,002円          |
| ３ 受益権の総数                | 28,454,432,457口         | 26,552,756,510口         |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日     |                 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|----------------|--------------|---|-----------------|-------------------|----------------|------|----------------|---|-----|---------|----------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|----------------|--------------|---|-----------------|-------------------|----------------|------|----------------|---|-----|---------|----------------|-------------|
| 1 分配金の計算過程<br>2019年 3月16日から2019年 4月15日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 分配金の計算過程<br>2019年 9月18日から2019年10月15日まで |                 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>48,046,240円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>459,533,713円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,919,594,075円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,427,174,028円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>29,423,998,898口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>824円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>13円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>38,251,198円</td></tr></table> | 項目                                       |                 |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 48,046,240円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 459,533,713円 | 分配準備積立金額 | D | 1,919,594,075円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,427,174,028円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 29,423,998,898口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 824円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 13円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 38,251,198円 | <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>40,739,457円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>469,951,978円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,828,856,279円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,339,547,714円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>28,333,318,679口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>825円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>13円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>36,833,314円</td></tr></table> | 項目 |  |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 40,739,457円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 469,951,978円 | 分配準備積立金額 | D | 1,828,856,279円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,339,547,714円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 28,333,318,679口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 825円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 13円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 36,833,314円 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                          |                 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | A                                        | 48,046,240円     |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | B                                        | 0円              |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | C                                        | 459,533,713円    |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | D                                        | 1,919,594,075円  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | E=A+B+C+D                                | 2,427,174,028円  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 当ファンドの期末残存口数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | F                                        | 29,423,998,898口 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 10,000口当たり収益分配対象額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | G=E/F × 10,000                           | 824円            |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 10,000口当たり分配金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | H                                        | 13円             |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 収益分配金金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | I=F × H/10,000                           | 38,251,198円     |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                          |                 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | A                                        | 40,739,457円     |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | B                                        | 0円              |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | C                                        | 469,951,978円    |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | D                                        | 1,828,856,279円  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | E=A+B+C+D                                | 2,339,547,714円  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 当ファンドの期末残存口数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | F                                        | 28,333,318,679口 |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 10,000口当たり収益分配対象額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | G=E/F × 10,000                           | 825円            |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 10,000口当たり分配金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | H                                        | 13円             |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |
| 収益分配金金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | I=F × H/10,000                           | 36,833,314円     |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |             |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |               |           |                |              |   |                 |                   |                |      |                |   |     |         |                |             |

| 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日 |                |                 | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |                |                 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|--------------------------------------|----------------|-----------------|
| 2019年 4月16日から2019年 5月15日まで           |                |                 | 2019年10月16日から2019年11月15日まで           |                |                 |
| 項目                                   |                |                 | 項目                                   |                |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 36,146,273円     | 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 29,640,136円     |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              |
| 収益調整金額                               | C              | 458,008,023円    | 収益調整金額                               | C              | 459,390,110円    |
| 分配準備積立金額                             | D              | 1,902,317,461円  | 分配準備積立金額                             | D              | 1,783,862,197円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,396,471,757円  | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,272,892,443円  |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 29,071,124,171口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 27,601,389,347口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 824円            | 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 823円            |
| 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             | 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             |
| 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 37,792,461円     | 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 35,881,806円     |
| 2019年 5月16日から2019年 6月17日まで           |                |                 | 2019年11月16日から2019年12月16日まで           |                |                 |
| 項目                                   |                |                 | 項目                                   |                |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 34,064,143円     | 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 39,167,539円     |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              |
| 収益調整金額                               | C              | 457,739,037円    | 収益調整金額                               | C              | 456,576,864円    |
| 分配準備積立金額                             | D              | 1,886,396,402円  | 分配準備積立金額                             | D              | 1,739,589,152円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,378,199,582円  | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,235,333,555円  |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 28,891,600,002口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 27,096,728,416口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 823円            | 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 824円            |
| 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             | 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             |
| 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 37,559,080円     | 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 35,225,746円     |
| 2019年 6月18日から2019年 7月16日まで           |                |                 | 2019年12月17日から2020年 1月15日まで           |                |                 |
| 項目                                   |                |                 | 項目                                   |                |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 35,387,411円     | 費用控除後の配当等収益額                         | A              | 39,438,521円     |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額            | B              | 0円              |
| 収益調整金額                               | C              | 460,795,455円    | 収益調整金額                               | C              | 456,491,235円    |
| 分配準備積立金額                             | D              | 1,869,374,660円  | 分配準備積立金額                             | D              | 1,730,625,249円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,365,557,526円  | 当ファンドの分配対象収益額                        | E=A+B+C+D      | 2,226,555,005円  |
| 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 28,761,816,518口 | 当ファンドの期末残存口数                         | F              | 26,936,548,370口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 822円            | 10,000口当たり収益分配対象額                    | G=E/F × 10,000 | 826円            |
| 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             | 10,000口当たり分配金額                       | H              | 13円             |
| 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 37,390,361円     | 収益分配金金額                              | I=F × H/10,000 | 35,017,512円     |
| 2019年 7月17日から2019年 8月15日まで           |                |                 | 2020年 1月16日から2020年 2月17日まで           |                |                 |

| 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日 |                           |                |                 | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |                           |                |                 |
|--------------------------------------|---------------------------|----------------|-----------------|--------------------------------------|---------------------------|----------------|-----------------|
|                                      | 項目                        |                |                 |                                      | 項目                        |                |                 |
|                                      | 費用控除後の配当等収益額              | A              | 33,874,257円     |                                      | 費用控除後の配当等収益額              | A              | 31,107,082円     |
|                                      | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B              | 0円              |                                      | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B              | 0円              |
|                                      | 収益調整金額                    | C              | 465,194,271円    |                                      | 収益調整金額                    | C              | 454,308,700円    |
|                                      | 分配準備積立金額                  | D              | 1,852,787,312円  |                                      | 分配準備積立金額                  | D              | 1,710,294,333円  |
|                                      | 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D      | 2,351,855,840円  |                                      | 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D      | 2,195,710,115円  |
|                                      | 当ファンドの期末残存口数              | F              | 28,634,457,498口 |                                      | 当ファンドの期末残存口数              | F              | 26,604,669,711口 |
|                                      | 10,000口当たり収益分配対象額         | G=E/F × 10,000 | 821円            |                                      | 10,000口当たり収益分配対象額         | G=E/F × 10,000 | 825円            |
|                                      | 10,000口当たり分配金額            | H              | 13円             |                                      | 10,000口当たり分配金額            | H              | 13円             |
|                                      | 収益分配金金額                   | I=F × H/10,000 | 37,224,794円     |                                      | 収益分配金金額                   | I=F × H/10,000 | 34,586,070円     |
| 2019年 8月16日から2019年 9月17日まで           |                           |                |                 | 2020年 2月18日から2020年 3月16日まで           |                           |                |                 |
|                                      | 項目                        |                |                 |                                      | 項目                        |                |                 |
|                                      | 費用控除後の配当等収益額              | A              | 45,484,393円     |                                      | 費用控除後の配当等収益額              | A              | 30,582,417円     |
|                                      | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B              | 0円              |                                      | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B              | 0円              |
|                                      | 収益調整金額                    | C              | 464,952,031円    |                                      | 収益調整金額                    | C              | 467,940,728円    |
|                                      | 分配準備積立金額                  | D              | 1,835,132,305円  |                                      | 分配準備積立金額                  | D              | 1,689,298,039円  |
|                                      | 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D      | 2,345,568,729円  |                                      | 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D      | 2,187,821,184円  |
|                                      | 当ファンドの期末残存口数              | F              | 28,454,432,457口 |                                      | 当ファンドの期末残存口数              | F              | 26,552,756,510口 |
|                                      | 10,000口当たり収益分配対象額         | G=E/F × 10,000 | 824円            |                                      | 10,000口当たり収益分配対象額         | G=E/F × 10,000 | 823円            |
|                                      | 10,000口当たり分配金額            | H              | 13円             |                                      | 10,000口当たり分配金額            | H              | 13円             |
|                                      | 収益分配金金額                   | I=F × H/10,000 | 36,990,762円     |                                      | 収益分配金金額                   | I=F × H/10,000 | 34,518,583円     |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 区分              | 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日                                                        | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 | 同左                                   |

| 区分               | 前期<br>自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日                                                                                                                      | 当期<br>自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 2.金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、親投資信託受益証券であります。<br>当ファンドは親投資信託受益証券を通じて投資を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。当該親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。 | 同左                                   |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。                   | 同左                                   |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                        | 前期<br>( 2019年 9月17日現在 )                                                                                                                         | 当期<br>( 2020年 3月16日現在 )                         |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                         | 同左                                              |
| 2.時価の算定方法                 | 有価証券<br>時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | 有価証券<br>同左<br>デリバティブ取引<br>同左<br>上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                           | 同左                                              |

( 有価証券に関する注記 )

前期(2019年 9月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 488,706,539            |
| 合計        | 488,706,539            |

当期(2020年 3月16日現在)

売買目的有価証券

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 469,730,985            |
| 合計        | 469,730,985            |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| 項目           | 前期<br>(2019年 9月17日現在) | 当期<br>(2020年 3月16日現在) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.7290円               | 0.7189円               |
| (1万口当たり純資産額) | (7,290円)              | (7,189円)              |

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 総口数（口） | 評価金額（円） | 備考 |
|-----|-----|--------|---------|----|
|-----|-----|--------|---------|----|

|           |                             |                |                |  |
|-----------|-----------------------------|----------------|----------------|--|
| 親投資信託受益証券 | フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド | 12,200,804,772 | 18,872,204,821 |  |
| 合計        |                             | 12,200,804,772 | 18,872,204,821 |  |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### （参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の受益証券です。

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

### 貸借対照表

| (単位：円)      |                 |                 |
|-------------|-----------------|-----------------|
|             | (2019年 9月17日現在) | (2020年 3月16日現在) |
| 資産の部        |                 |                 |
| 流動資産        |                 |                 |
| 預金          | 67,416,171      | 66,561,094      |
| 投資証券        | 20,460,588,921  | 18,805,069,092  |
| 未収配当金       | -               | 13,929,867      |
| 流動資産合計      | 20,528,005,092  | 18,885,560,053  |
| 資産合計        | 20,528,005,092  | 18,885,560,053  |
| 負債の部        |                 |                 |
| 流動負債        |                 |                 |
| 未払金         | -               | 13,929,867      |
| 流動負債合計      | -               | 13,929,867      |
| 負債合計        | -               | 13,929,867      |
| 純資産の部       |                 |                 |
| 元本等         |                 |                 |
| 元本          | 13,280,069,009  | 12,200,804,772  |
| 剰余金         |                 |                 |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 7,247,936,083   | 6,670,825,414   |
| 元本等合計       | 20,528,005,092  | 18,871,630,186  |
| 純資産合計       | 20,528,005,092  | 18,871,630,186  |
| 負債純資産合計     | 20,528,005,092  | 18,885,560,053  |

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                           |                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法         | 投資証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。                   |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。                         |
| 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。 |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                       | （2019年 9月17日現在） | （2020年 3月16日現在） |
|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 1 投資信託財産に係る元本の状況         |                 |                 |
| 期首元本額                    | 14,094,944,312円 | 13,280,069,009円 |
| 期中追加設定元本額                | - 円             | - 円             |
| 期中一部解約元本額                | 814,875,303円    | 1,079,264,237円  |
| 期末元本額                    | 13,280,069,009円 | 12,200,804,772円 |
| 元本の内訳                    |                 |                 |
| フランクリン・テンブルトン 米国政府証券ファンド | 13,280,069,009円 | 12,200,804,772円 |
| 2 受益権の総数                 | 13,280,069,009口 | 12,200,804,772口 |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 区分             | 自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日                                                              | 自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 | 同左                             |

| 区分                | 自 2019年 3月16日<br>至 2019年 9月17日                                                                                                          | 自 2019年 9月18日<br>至 2020年 3月16日 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、投資証券であります。また当ファンドはデリバティブ取引である為替予約取引も行います。これらの金融商品及びデリバティブ取引は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。   | 同左                             |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。 | 同左                             |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                         | （ 2019年 9月17日現在 ）                                                                                                                                                                                                  | （ 2020年 3月16日現在 ）                               |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                                                            | 同左                                              |
| 2. 時価の算定方法                 | 有価証券<br>時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。                                                                    | 有価証券<br>同左<br>デリバティブ取引<br>同左<br>上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引における契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左                                              |

## （有価証券に関する注記）

(2019年 9月17日現在)

## 売買目的有価証券

| 種類   | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------|
| 投資証券 | 493,954,909        |
| 合計   | 493,954,909        |

(2020年 3月16日現在)

## 売買目的有価証券

| 種類   | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------|
| 投資証券 | 445,662,234        |
| 合計   | 445,662,234        |

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、当該マザーファンドの期首日から本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （１口当たり情報）

| 項目           | 2019年 9月17日現在 | 2020年 3月16日現在 |
|--------------|---------------|---------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.5458円       | 1.5468円       |
| (1万口当たり純資産額) | (15,458円)     | (15,468円)     |

## 附属明細表

## 第１ 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

| 種 類  | 通貨     | 銘 柄                                                                | 総口数(口)         | 評価金額                               | 備考 |
|------|--------|--------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------|----|
| 投資証券 | 米ドル    | フランクリン・テンブルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズ・ファンド                             | 13,179,045.378 | 126,255,254.72                     |    |
|      |        | フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド Class I (Mdis) | 5,225,368.914  | 49,641,004.68                      |    |
|      | 米ドル 小計 |                                                                    | 18,404,414.292 | 175,896,259.40<br>(18,805,069,092) |    |
| 合計   |        |                                                                    |                | 18,805,069,092<br>(18,805,069,092) |    |

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨  | 銘柄数      | 組入投資証券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-----|----------|----------------|----------------|
| 米ドル | 投資証券 2銘柄 | 100.0%         | 100.0%         |

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 3月31日現在です。

### 【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

#### 【純資産額計算書】

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 19,679,843,895円 |
| 負債総額           | 65,818,735円     |
| 純資産総額（ - ）     | 19,614,025,160円 |
| 発行済口数          | 26,283,339,976口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.7463円         |

（参考）

### フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

#### 純資産額計算書

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 19,495,920,564円 |
| 負債総額           | —円              |
| 純資産総額（ - ）     | 19,495,920,564円 |
| 発行済口数          | 12,132,686,475口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.6069円         |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### （４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### （５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額（2020年3月末現在）

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 資本金の額                | ： 490,000千円   |
| 発行する株式の総数            | ： 78,400株     |
| 発行済株式総数              | ： 43,580株     |
| 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | ： 該当事項はありません。 |

##### （2）委託会社の意思決定機構（2020年3月末現在）

当社業務執行の最高機関としての取締役会は6名以内の取締役で構成されます。取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任され、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。また、増員により選出された取締役の任期は他の取締役の任期が満了するまでの期間とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役及び役付取締役を選任します。

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となります。社長に事故があるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は会日の5日前にこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

##### （3）運用の意思決定機構

ファンドに関しては、投資政策委員会で運用方針・投資政策の策定、投資信託の分配金の決定等を行い、運用管理委員会で、パフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインチェック等を審議します。

投資政策委員会および運用管理委員会の概要は以下の通りです。

#### 「投資政策委員会」

委員長：アドバイザリー投資部を所管する取締役

メンバー：アドバイザリー投資部を所管する取締役、アドバイザリー投資部長、オペレーション部長、運用リスク管理部長、その他委員長の指名する者

審議事項：運用方針・投資政策の策定、投資信託の分配金の決定等

開催頻度：原則として月1回開催

#### 「運用管理委員会」

委員長：運用リスク管理担当取締役

メンバー：運用リスク管理担当取締役、運用リスク管理部長、オペレーション部長、法務コンプライアンス部長、アドバイザリー投資部長、オルタナティブ投資部長、その他委員長の指名する者

審議事項：パフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインチェック

開催頻度：原則として月1回開催

### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引

法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2020年3月末現在、委託会社が運用している証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| 商品分類      | 本数（本） | 純資産総額（円）       |
|-----------|-------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 6     | 35,384,748,613 |
| 単位型株式投資信託 | 2     | 6,048,013,512  |
| 合計        | 8     | 41,432,762,125 |

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

|            | (単位：千円)              |                      |
|------------|----------------------|----------------------|
|            | 第23期<br>(2018年9月30日) | 第24期<br>(2019年9月30日) |
| 資産の部       |                      |                      |
| 流動資産       |                      |                      |
| 現金・預金      | 1,145,002            | 1,269,311            |
| 前払費用       | 6,063                | 6,526                |
| 未収入金       | 178,129              | 125,711              |
| 未収委託者報酬    | 49,856               | 45,395               |
| 未収運用受託報酬   | 22,807               | 14,943               |
| 未収消費税等     | -                    | * 3 3,217            |
| その他流動資産    | 0                    | -                    |
| 流動資産合計     | 1,401,857            | 1,465,104            |
| 固定資産       |                      |                      |
| 有形固定資産     |                      |                      |
| 建物付属設備     | 72,868               | 65,596               |
| 器具備品       | 34,388               | 27,864               |
| 建設仮勘定      | -                    | 5,184                |
| 有形固定資産合計   | * 1 107,257          | * 1 98,645           |
| 投資その他の資産   |                      |                      |
| 繰延税金資産     | 41,256               | 43,199               |
| 長期差入保証金    | 61,768               | 65,707               |
| その他        | 638                  | 638                  |
| 投資その他の資産合計 | 103,664              | 109,545              |
| 固定資産合計     | 210,921              | 208,191              |
| 資産合計       | 1,612,781            | 1,673,296            |

## 負債の部

## 流動負債

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 預り金     | 2,682       | 2,304       |
| 未払収益分配金 | 1,054       | 1,209       |
| 未払手数料   | 34,374      | 31,456      |
| その他未払金  | * 2 140,315 | * 2 121,208 |
| 未払費用    | 54,116      | 57,718      |
| 未払法人税等  | 15,878      | 13,071      |
| 未払消費税等  | * 3 694     | -           |
| 流動負債合計  | 249,116     | 226,968     |

## 固定負債

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 資産除去債務  | 29,831 | 30,165 |
| 退職給付引当金 | -      | 34,602 |
| 固定負債合計  | 29,831 | 64,768 |

## 負債合計

|         |         |
|---------|---------|
| 278,947 | 291,737 |
|---------|---------|

## 純資産の部

## 株主資本

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 資本金     | 490,000 | 490,000 |
| 資本剰余金   |         |         |
| 資本準備金   | 57,958  | 57,958  |
| 資本剰余金合計 | 57,958  | 57,958  |

## 利益剰余金

## その他利益剰余金

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 繰越利益剰余金 | 785,875 | 833,600 |
|---------|---------|---------|

## 利益剰余金合計

|         |         |
|---------|---------|
| 785,875 | 833,600 |
|---------|---------|

## 株主資本合計

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1,333,833 | 1,381,558 |
|-----------|-----------|

## 純資産合計

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1,333,833 | 1,381,558 |
|-----------|-----------|

## 負債純資産合計

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1,612,781 | 1,673,296 |
|-----------|-----------|

## （２）【損益計算書】

(単位：千円)

|         | 第23期<br>(自 2017年10月1日<br>至 2018年9月30日) | 第24期<br>(自 2018年10月1日<br>至 2019年9月30日) |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益    |                                        |                                        |
| 委託者報酬   | 352,380                                | 320,328                                |
| 運用受託報酬  | 110,824                                | 85,619                                 |
| 業務受託報酬  | 1,059,419                              | 1,117,254                              |
| その他営業収益 | 166,142                                | 121,635                                |
| 営業収益計   | 1,688,766                              | 1,644,838                              |
| 営業費用    |                                        |                                        |
| 支払手数料   | 349,855                                | 322,231                                |
| 広告宣伝費   | 8,711                                  | 1,797                                  |
| 公告費     | 590                                    | 2,406                                  |
| 調査費     | 46,104                                 | 45,720                                 |
| 図書費     | 463                                    | 305                                    |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 委託計算費        | 10,796    | 11,624    |
| 通信費          | 8,295     | 5,524     |
| 印刷費          | 12,664    | 14,386    |
| 諸会費          | 1,988     | 1,628     |
| 販売促進費        | 1,541     | 4,960     |
| 営業費用計        | 441,011   | 410,587   |
| 一般管理費        |           |           |
| 役員報酬         | 53,739    | 55,551    |
| 給料・手当        | 276,670   | 287,673   |
| 賞与           | 45,632    | 48,283    |
| その他給与        | 6,856     | 14,292    |
| 法定福利費        | 31,678    | 34,729    |
| 退職給付費用       | 12,665    | 48,579    |
| 交際費          | 1,905     | 1,467     |
| 旅費交通費        | 10,662    | 1,374     |
| 租税公課         | 9,713     | 8,961     |
| 福利厚生費        | 1,510     | 1,535     |
| 事務委託費        | 480,453   | 491,018   |
| 不動産賃貸料       | 61,130    | 61,570    |
| 固定資産減価償却費    | 14,663    | 14,155    |
| 諸経費          | 82,437    | 105,591   |
| 一般管理費計       | 1,089,720 | 1,174,785 |
| 営業利益         | 158,034   | 59,466    |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 2         | 2         |
| 営業外収益合計      | 2         | 2         |
| 営業外費用        |           |           |
| 為替差損         | 4,193     | 1,326     |
| その他          | 2         | 10        |
| 営業外費用合計      | 4,196     | 1,336     |
| 経常利益         | 153,840   | 58,131    |
| 特別損失         |           |           |
| 固定資産除却損      | * 1 0     | -         |
| 特別損失合計       | 0         | -         |
| 税引前当期純利益     | 153,840   | 58,131    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,775    | 20,247    |
| 過年度法人税等戻入額   | -         | 7,898     |
| 法人税等調整額      | 23,582    | 1,942     |
| 法人税等合計       | 56,357    | 10,406    |
| 当期純利益        | 97,483    | 47,725    |

### （３）【株主資本等変動計算書】

第23期（自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日）

（単位：千円）

|       | 株主資本    |           |              |                 |              |           |            | 純資産<br>合計 |
|-------|---------|-----------|--------------|-----------------|--------------|-----------|------------|-----------|
|       | 資本金     | 資本剰余金     |              |                 | 利益剰余金        |           | 株主資本<br>合計 |           |
|       |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益<br>剰余金 |            |           |
|       |         |           |              |                 | 繰越利益<br>剰余金  | 合計        |            |           |
| 当期首残高 | 490,000 | 57,958    | —            | 57,958          | 688,391      | 688,391   | 1,236,349  | 1,236,349 |

| 当期変動額   |         |        |   |        |         |         |           |           |
|---------|---------|--------|---|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| 当期純利益   | —       | —      | — | —      | 97,483  | 97,483  | 97,483    | 97,483    |
| 当期変動額合計 | —       | —      | — | —      | 97,483  | 97,483  | 97,483    | 97,483    |
| 当期末残高   | 490,000 | 57,958 | — | 57,958 | 785,875 | 785,875 | 1,333,833 | 1,333,833 |

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

|         | 株主資本    |           |              |                 |                             |                 |            | 純資産<br>合計 |
|---------|---------|-----------|--------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|------------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金     |              |                 | 利益剰余金                       |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|         |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高   | 490,000 | 57,958    | -            | 57,958          | 785,875                     | 785,875         | 1,333,833  | 1,333,833 |
| 当期変動額   |         |           |              |                 |                             |                 |            |           |
| 当期純利益   | -       | -         | -            | -               | 47,725                      | 47,725          | 47,725     | 47,725    |
| 当期変動額合計 | -       | -         | -            | -               | 47,725                      | 47,725          | 47,725     | 47,725    |
| 当期末残高   | 490,000 | 57,958    | -            | 57,958          | 833,600                     | 833,600         | 1,381,558  | 1,381,558 |

## 重要な会計方針

|                           |                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．固定資産の減価償却の方法            | 有形固定資産<br>定額法により償却しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物付属設備 10年～18年<br>器具備品 3年～20年 |
| 2．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準   | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                  |
| 3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。                                               |

## 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期末会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

第23期の繰延税金資産は、46,885千円で流動資産項目として記載し、繰延税金負債は、5,628千円で固定負債項目として記載いたしましたが、第24期は上記の基準改正に伴い、相殺金額の41,256千円を投資その他の資産項目である繰延税金資産へと記載方法を変更しております。

（未適用の会計基準等）

第24期

自 2018年10月1日

至 2019年9月30日

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

| 第23期<br>(2018年9月30日)                                              | 第24期<br>(2019年9月30日)                                              |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| * 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。<br>建物付属設備 36,095千円<br>器具備品 38,927千円 | * 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。<br>建物付属設備 43,367千円<br>器具備品 45,811千円 |
| * 2 関係会社項目<br>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。<br>流動負債 その他未払金 24,933千円  | * 2 関係会社項目<br>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。<br>流動負債 その他未払金 20,674千円  |
| * 3 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。         | * 3 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。         |

## (損益計算書関係)

| 第23期<br>(自 2017年10月1日<br>至 2018年9月30日) | 第24期<br>(自 2018年10月1日<br>至 2019年9月30日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| * 1 固定資産除却損には次のものがあります。<br>器具備品 0千円    | —                                      |

## (株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 43,580            | -                 | -                 | 43,580           |
| 合計    | 43,580            | -                 | -                 | 43,580           |

(注) 自己株式について、該当事項はありません。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### ３．配当に関する事項

該当事項はありません。

第24期（自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日）

#### １．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 43,580            | -                 | -                 | 43,580           |
| 合計    | 43,580            | -                 | -                 | 43,580           |

（注）自己株式について、該当事項はありません。

#### ２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### ３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

#### １．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

#### ２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

|      | 第23期<br>(2018年 9 月30日) | 第24期<br>(2019年 9 月30日) |
|------|------------------------|------------------------|
| 1 年内 | 46,326                 | 64,018                 |
| 1 年超 | -                      | 309,335                |
| 合計   | 46,326                 | 373,353                |

（金融商品関係）

第23期(自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)

#### １．金融商品に関する事項

##### （１）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

##### （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

#### ２．金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

|              | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|--------------|----------------------|-----------|--------|
| 資産           |                      |           |        |
| (1) 現金・預金    | 1,145,002            | 1,145,002 | -      |
| (2) 未収入金     | 178,129              | 178,129   | -      |
| (3) 未収委託者報酬  | 49,856               | 49,856    | -      |
| (4) 未収運用受託報酬 | 22,807               | 22,807    | -      |
| (5) 長期差入保証金  | 61,768               | 61,056    | 712    |
| 資産計          | 1,457,564            | 1,456,852 | 712    |
| 負債           |                      |           |        |
| (1) 未払手数料    | 34,374               | 34,374    | -      |
| (2) その他未払金   | 140,315              | 140,315   | -      |
| (3) 未払費用     | 54,116               | 54,116    | -      |
| 負債計          | 228,806              | 228,806   | -      |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金    | 1,145,002    | -                   | -                    | -            |
| 未収入金     | 178,129      | -                   | -                    | -            |
| 未収委託者報酬  | 49,856       | -                   | -                    | -            |
| 未収運用受託報酬 | 22,807       | -                   | -                    | -            |
| 長期差入保証金  | -            | -                   | 61,768               | -            |
| 合計       | 1,395,795    | -                   | 61,768               | -            |

第24期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

|              | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|--------------|----------------------|-----------|--------|
| 資産           |                      |           |        |
| (1) 現金・預金    | 1,269,311            | 1,269,311 | -      |
| (2) 未収入金     | 125,711              | 125,711   | -      |
| (3) 未収委託者報酬  | 45,395               | 45,395    | -      |
| (4) 未収運用受託報酬 | 14,943               | 14,943    | -      |
| (5) 長期差入保証金  | 65,707               | 67,582    | 1,874  |
| 資産計          | 1,521,068            | 1,522,943 | 1,874  |
| 負債           |                      |           |        |
| (1) 未払手数料    | 31,456               | 31,456    | -      |
| (2) その他未払金   | 121,208              | 121,208   | -      |
| (3) 未払費用     | 57,718               | 57,718    | -      |
| 負債計          | 210,382              | 210,382   | -      |

## (注) １．金融商品の時価の算定方法

## 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

## 負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) ２．金銭債権の決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金    | 1,269,311    | -                   | -                    | -            |
| 未収入金     | 125,711      | -                   | -                    | -            |
| 未収委託者報酬  | 45,395       | -                   | -                    | -            |
| 未収運用受託報酬 | 14,943       | -                   | -                    | -            |
| 長期差入保証金  | -            | -                   | 65,707               | -            |
| 合計       | 1,455,360    | -                   | 65,707               | -            |

## (有価証券関係)

| 第23期<br>(2018年9月30日) | 第24期<br>(2019年9月30日) |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項はありません。          | 該当事項はありません。          |

## (デリバティブ取引関係)

| 第23期<br>(自 2017年10月1日<br>至 2018年9月30日) | 第24期<br>(自 2018年10月1日<br>至 2019年9月30日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
|----------------------------------------|----------------------------------------|

|             |             |
|-------------|-------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |
|-------------|-------------|

## （退職給付関係）

| 第23期<br>(自 2017年10月 1 日<br>至 2018年 9 月30日 )                                                   | 第24期<br>(自 2018年10月 1 日<br>至 2019年 9 月30日 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|--------|-----------|----------|--------|--------------|-----------|--------------|------|------|------|---------------|-----------|----------------------------|-----------|---------------------|-----------|----------------|-----------|
| <p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は確定拠出制度を採用しております。</p> <p>当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は、12,665千円であります。</p> | <p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>当事業年度より確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、30百万円となります。</p> <p>2．確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>250 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表</p> <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> <p>(3) 退職給付費用</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、13,727千円であります。</p> | 退職給付引当金の期首残高 | - 千円 | 退職給付費用 | 34,852 千円 | 退職給付の支払額 | 250 千円 | 退職給付引当金の期末残高 | 34,602 千円 | 積立型制度の退職給付債務 | - 千円 | 年金資産 | - 千円 | 非積立型制度の退職給付債務 | 34,602 千円 | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金 | 34,602 千円 | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 34,602 千円 | 簡便法で計算した退職給付費用 | 34,852 千円 |
| 退職給付引当金の期首残高                                                                                  | - 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 退職給付費用                                                                                        | 34,852 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 退職給付の支払額                                                                                      | 250 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 退職給付引当金の期末残高                                                                                  | 34,602 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 積立型制度の退職給付債務                                                                                  | - 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 年金資産                                                                                          | - 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                                                 | 34,602 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金                                                                    | 34,602 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額                                                                           | 34,602 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |
| 簡便法で計算した退職給付費用                                                                                | 34,852 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |      |        |           |          |        |              |           |              |      |      |      |               |           |                            |           |                     |           |                |           |

## （税効果関係）

|                          |
|--------------------------|
| 第23期<br>( 2018年 9 月30日 ) |
|--------------------------|

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

## 繰延税金資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰越欠損金  | 1,125,607 |
| 未払金    | 20,710    |
| 未払費用   | 13,356    |
| 資産除去債務 | 9,206     |
| 未払事業税  | 2,676     |
| その他    | 44        |

繰延税金資産小計 1,171,602

評価性引当額 1,124,716

繰延税金資産合計 46,885

## 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 5,628

繰延税金負債合計 5,628

繰延税金資産の純額 41,256

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 法定実効税率                  | 30.86% |
| (調整)                    |        |
| 評価性引当額                  | 9.30%  |
| 役員賞与等永久に損金に<br>算入されない項目 | 8.10%  |
| 住民税均等割                  | 0.19%  |
| その他                     | 6.79%  |
| 税効果会計適用後の<br>法人税等の負担率   | 36.63% |

## (税効果関係)

第24期

(2019年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(単位：千円)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 繰延税金資産          |         |
| 繰越欠損金           | 889,108 |
| 未払金             | 16,733  |
| 未払費用            | 12,173  |
| 資産除去債務          | 9,134   |
| 未払事業税           | 2,836   |
| その他             | 3,421   |
| 繰延税金資産小計        | 933,408 |
| 税務上の繰越欠損金に係る    |         |
| 評価性引当額（注2）      | 876,024 |
| 将来減産一時差異等の合計に   |         |
| 係る評価性引当額        | 9,134   |
| 評価性引当額小計（注1）    | 885,159 |
| 繰延税金資産合計        | 48,249  |
| 繰延税金負債          |         |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 5,049   |
| 繰延税金負債合計        | 5,049   |
| 繰延税金資産の純額       | 43,199  |

（注）

1. 評価性引当額が239,557千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|              | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超 | 合計金額       |
|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-----|------------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | 247,416 | 268,890     | 268,061     | 104,739     | -   | 889,108    |
| 評価性引当額       | 234,333 | 268,890     | 268,061     | 104,739     | -   | 876,024    |
| 繰延税金資産       | 13,083  | -           | -           | -           | -   | (b) 13,083 |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|             |              |
|-------------|--------------|
| 法定実効税率      | 30.62%       |
| （調整）        |              |
| 評価性引当額      | 22.51%       |
| 役員賞与等永久に損金に |              |
| 算入されない項目    | 21.19%       |
| 住民税均等割      | 0.50%        |
| 過年度法人税等戻入額  | 13.59%       |
| その他         | <u>1.68%</u> |
| 税効果会計適用後の   |              |
| 法人税等の負担率    | 17.90%       |

（資産除去債務関係）

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 第23期<br>(2018年9月30日) | 第24期<br>(2019年9月30日) |
|----------------------|----------------------|

| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの                                                                                                                                                            | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> | <p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> |
| 期首残高 29,501千円                                                                                                                                                                      | 期首残高 29,831千円                                                                                                                                                                      |
| 時の経過による調整額 330千円                                                                                                                                                                   | 時の経過による調整額 334千円                                                                                                                                                                   |
| 期末残高 29,831千円                                                                                                                                                                      | 期末残高 30,165千円                                                                                                                                                                      |

## （セグメント情報等）

第23期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 2. 関連情報

## （1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## （2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

| 日本      | ルクセンブルグ   | 米国      | その他   | 合計        |
|---------|-----------|---------|-------|-----------|
| 463,204 | 1,055,030 | 167,512 | 3,019 | 1,688,766 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

## 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の氏名または名称                           | 営業収益      |
|--------------------------------------|-----------|
| フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L | 1,055,030 |

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 2. 関連情報

## （1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## （2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

| 日本 | ルクセンブルグ | 米国 | その他 | 合計 |
|----|---------|----|-----|----|
|----|---------|----|-----|----|

|         |           |         |       |           |
|---------|-----------|---------|-------|-----------|
| 405,948 | 1,073,910 | 162,179 | 2,799 | 1,644,838 |
|---------|-----------|---------|-------|-----------|

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

#### 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

#### （３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の氏名または名称                           | 営業収益      |
|--------------------------------------|-----------|
| フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L | 1,042,889 |

#### （関連当事者）

第23期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

##### １．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名       | 所在地           | 資本金又は出資金   | 事業の内容又は職業     | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額（千円） | 科目     | 期末残高（千円） |
|-----|------------------|---------------|------------|---------------|----------------|-----------|-----------|----------|--------|----------|
| 親会社 | フランクリン リソーシズ インク | アメリカ合衆国デラウェア州 | 51,912千米ドル | 銀行持株会社法上の持株会社 | (被所有) 間接 100%  | 業務委託関係    | 本部共通経費の支払 | 30,655   | その他未払金 | 24,933   |

（注） １．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類          | 会社等の名称又は氏名                           | 所在地           | 資本金又は出資金  | 事業の内容又は職業  | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                                | 取引金額（千円）            | 科目             | 期末残高（千円）         |
|-------------|--------------------------------------|---------------|-----------|------------|----------------|-----------|--------------------------------------|---------------------|----------------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | フランクリン テンプルトンカンパニーズ エルエルシー           | アメリカ合衆国デラウェア州 | 0米ドル      | 一般業務委託請負会社 | 無し             | 業務委託関係    | 業務の受託<br>総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託 | 159,021<br>480,453  | 未収入金<br>その他未払金 | 13,655<br>37,715 |
| 同一の親会社を持つ会社 | フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L | ルクセンブルグ       | 4,042千ユーロ | 資産運用会社     | 無し             | 業務委託関係    | 業務の受託<br>業務の委託                       | 1,055,030<br>57,420 | 未収入金<br>その他未払金 | 163,456<br>4,546 |

（注） １．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額

に基づいて算出しております。

- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービス契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

### 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名       | 所在地           | 資本金又は出資金   | 事業の内容又は職業     | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額（千円） | 科目     | 期末残高（千円） |
|-----|------------------|---------------|------------|---------------|----------------|-----------|-----------|----------|--------|----------|
| 親会社 | フランクリン リソーシズ インク | アメリカ合衆国デラウェア州 | 51,912千米ドル | 銀行持株会社法上の持株会社 | (被所有) 間接 100%  | 業務委託関係    | 本部共通経費の支払 | 23,533   | その他未払金 | 20,674   |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類          | 会社等の名称又は氏名                          | 所在地           | 資本金又は出資金  | 事業の内容又は職業  | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                                | 取引金額（千円）            | 科目             | 期末残高（千円）         |
|-------------|-------------------------------------|---------------|-----------|------------|----------------|-----------|--------------------------------------|---------------------|----------------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | フランクリン テンブルトンカンパニーズ エルエルシー          | アメリカ合衆国デラウェア州 | 0米ドル      | 一般業務委託請負会社 | 無し             | 業務委託関係    | 業務の受託<br>総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託 | 153,229<br>491,018  | 未収入金<br>その他未払金 | 12,278<br>33,941 |
| 同一の親会社を持つ会社 | フランクリン テンブルトン インターナショナルサービス S.A.R.L | ルクセンブルグ       | 4,042千ユーロ | 資産運用会社     | 無し             | 業務委託関係    | 業務の受託<br>業務の委託                       | 1,042,889<br>55,829 | 未収入金<br>その他未払金 | 81,303<br>5,090  |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ( 1 ) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- ( 2 ) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- ( 3 ) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

### ( 1 株当たり情報 )

| 第23期<br>( 自 2017年10月 1 日<br>至 2018年 9 月30日 )       |            | 第24期<br>( 自 2018年10月 1 日<br>至 2019年 9 月30日 )       |             |
|----------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                          | 30,606円55銭 | 1株当たり純資産額                                          | 31,701.67円銭 |
| 1株当たり当期純利益金額（注）                                    | 2,236円88銭  | 1株当たり当期純利益金額（注）                                    | 1,095.13円銭  |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。 |            | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。 |             |

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

|                  | 第23期<br>( 自 2017年10月 1 日<br>至 2018年 9 月30日 ) | 第24期<br>( 自 2018年10月 1 日<br>至 2019年 9 月30日 ) |
|------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 当期純利益（千円）        | 97,483                                       | 47,725                                       |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | -                                            | -                                            |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 97,483                                       | 47,725                                       |
| 期中平均株式数（株）       | 43,580                                       | 43,580                                       |

### （重要な後発事象）

#### グループ会社との企業結合

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と当社と同一の親会社をもつK2アドバイザーズ・ジャパン株式会社との企業結合が承認され、2019年5月20日付で合併契約書を締結いたしました。当該契約書に基づき、2019年10月1日付で両社は合併しております。

### (1) 取引の概要

#### 1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称： K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社（以下「K2AJ」）

事業の内容： 資産運用業務

#### 2. 企業結合日

2019年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

当社を存続会社、K2AJを消滅会社とする吸収合併

## 4．企業結合後の名称

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

## 5．企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額<br>(2019年9月末現在) | 事業の内容 |
|-----|-----------------------|-------|
|-----|-----------------------|-------|

|               |            |                                                       |
|---------------|------------|-------------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
|---------------|------------|-------------------------------------------------------|

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

| 名 称                   | 資本金の額<br>(2019年9月末現在) | 事業の内容                         |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 安藤証券株式会社              | 2,280百万円              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| いちよし証券株式会社            | 14,577百万円             |                               |
| エース証券株式会社             | 8,831百万円              |                               |
| S M B C 日興証券株式会社      | 10,000百万円             |                               |
| 株式会社 S B I 証券         | 48,323百万円             |                               |
| O K B 証券株式会社          | 1,500百万円              |                               |
| おきぎん証券株式会社            | 500百万円                |                               |
| ごうぎん証券株式会社            | 3,000百万円              |                               |
| 静銀ティーエム証券株式会社         | 3,000百万円              |                               |
| とうほう証券株式会社            | 3,000百万円              |                               |
| 東洋証券株式会社              | 13,494百万円             |                               |
| 西日本シティ T T 証券株式会社     | 3,000百万円              |                               |
| 野村證券株式会社              | 10,000百万円             |                               |
| 百五証券株式会社              | 3,000百万円              |                               |
| 北洋証券株式会社              | 3,000百万円              |                               |
| 松井証券株式会社              | 11,945百万円             |                               |
| 丸三証券株式会社              | 10,000百万円             |                               |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円             |                               |
| 楽天証券株式会社              | 7,495百万円              |                               |
| ワイエム証券株式会社            | 1,270百万円              |                               |
| 株式会社大垣共立銀行            | 46,773百万円             |                               |
| 株式会社沖縄銀行              | 22,725百万円             |                               |
| 株式会社北九州銀行             | 10,000百万円             |                               |
| 株式会社紀陽銀行              | 80,096百万円             |                               |
| 株式会社京都銀行              | 42,103百万円             |                               |
| 株式会社きらやか銀行            | 22,700百万円             |                               |
| 株式会社群馬銀行              | 48,652百万円             |                               |
| 株式会社西京銀行              | 23,497百万円             |                               |

|              |            |                                                           |
|--------------|------------|-----------------------------------------------------------|
| 株式会社山陰合同銀行   | 20,705百万円  | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。                                        |
| 株式会社四国銀行     | 25,000百万円  |                                                           |
| 株式会社常陽銀行     | 85,113百万円  |                                                           |
| 株式会社東邦銀行     | 23,519百万円  |                                                           |
| 株式会社東北銀行     | 13,233百万円  |                                                           |
| 株式会社名古屋銀行    | 25,090百万円  |                                                           |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 85,745百万円  |                                                           |
| 株式会社百五銀行     | 20,000百万円  |                                                           |
| 株式会社百十四銀行    | 37,322百万円  |                                                           |
| 株式会社福井銀行     | 17,965百万円  |                                                           |
| 株式会社北洋銀行     | 121,101百万円 |                                                           |
| 株式会社北國銀行     | 26,673百万円  |                                                           |
| 株式会社宮崎太陽銀行   | 12,252百万円  |                                                           |
| 株式会社もみじ銀行    | 10,000百万円  |                                                           |
| 株式会社山口銀行     | 10,005百万円  |                                                           |
| 株式会社山梨中央銀行   | 15,400百万円  |                                                           |
| セントラル短資株式会社  | 5,000百万円   | 出資の受入、預り金及び金利等に関する法律に基づき、主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。 |

## 2【関係業務の概要】

### （１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

### （２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

### （１）受託会社

該当事項はありません。

### （２）販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日        | 提出書類          |
|--------------|---------------|
| 2019年 9 月24日 | 臨時報告書         |
| 2019年12月 9 日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2019年12月 9 日 | 有価証券報告書       |
| 2019年12月20日  | 臨時報告書         |

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月12日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

### P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山 口 健 志

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年4月22日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 久保 直 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2019年9月18日から2020年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2020年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。